

## 基本目標3 地球温暖化を防ぐため、 環境と事業活動が調和したまちをつくる ～ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

様々な地球環境問題は、私たちの生活や事業活動に伴う化石燃料などの資源の消費の増加と深い関わりがあり、特に「地球温暖化」は温室効果ガスが大量に排出されることが主な要因とされ、その対応は全世界的に差し迫った課題となっています。

豊かな自然や限りある資源を次世代に引き継いでいくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルや社会経済システムなどについても見直し、資源循環型の社会に変えていくことが必要です。

そのため、市民や事業者一人ひとりが日常生活や事業活動において、省エネルギーを意識した行動に変え、再生可能エネルギーの導入を推進しながら、地域全体としてエネルギー効率の高い都市基盤を整備していくとともに、廃棄物を減らして、温室効果ガスの排出量の大幅削減に取り組むなど、市民・事業者・行政が一体となって環境と事業活動が調和したスマートなまちを目指します。

なお、本市全体で温室効果ガス削減に取り組んでいくために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）に基づいて、「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、これを「基本目標3」として、下記の取組を実践しています。

- 個別目標3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち  
～新エネルギービジョン・バイオマス活用推進計画～
- 個別目標3-2 みんなでCO<sub>2</sub>を減らすまち
- 個別目標3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち
- 個別目標3-4 「もったいない」が息づくまち

### 環境目標 令和3年度実績



| 個別目標 | 環境目標            |                        | 目標値と実績値            |                    |                    |           | R3実績値の評価・分析 |         |
|------|-----------------|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------|-------------|---------|
|      |                 |                        | 現状値                | 実績値                |                    | 目標値       | 前年度との比較     | 目標値達成状況 |
|      |                 |                        | H24                | R2                 | R3                 | R5        |             |         |
| 3-1  | 再生可能エネルギーの供給目標値 | 太陽光発電                  | (H22)<br>20.3TJ    | (H29)<br>119.9TJ   | (H30)<br>338.8TJ   | 344.3TJ   | ↗           |         |
|      |                 | 太陽熱利用                  | (H22)<br>0.3TJ     | (H29)<br>0.5TJ     | (H30)<br>0.5TJ     | 0.5TJ     | →           | 達成      |
|      |                 | 風力発電                   | (H22)<br>0.0TJ     | (H29)<br>381.5TJ   | (H30)<br>381.5TJ   | 750.1TJ   | →           |         |
|      |                 | 水力発電                   | (H22)<br>6,206.7TJ | (H29)<br>6,199.0TJ | (H30)<br>6,233.5TJ | 6,245.3TJ | ↗           |         |
|      |                 | うち小水力発電<br>(1,000kW未満) | (H22)<br>61.2TJ    | (H29)<br>52.7TJ    | (H30)<br>89.9TJ    | 99.8TJ    | ↗           |         |
|      |                 | 地熱発電                   | (H22)<br>0.0TJ     | (H29)<br>0.0TJ     | (H30)<br>0.0TJ     | 0.0TJ     | →           | —       |
|      |                 | うち地熱バイナリー発電            | (H22)<br>0.0TJ     | (H29)<br>0.0TJ     | (H30)<br>0.0TJ     | 0.0TJ     | →           | —       |

| 個別<br>目標 | 環境目標                    |                                          | 目標値と実績値                 |                         |                         |                | R 3実績値の<br>評価・分析 |                 |     |
|----------|-------------------------|------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|------------------|-----------------|-----|
|          |                         |                                          | 現状値                     | 実績値                     |                         | 目標値            | 前年度<br>との比較      | 目標値<br>達成<br>状況 |     |
|          |                         |                                          |                         | H24                     | R 2                     |                |                  |                 | R 3 |
| 3－1      | 再生可能エネ<br>ルギーの供給<br>目標値 | バイオマス発電                                  | (H22)<br>0.0TJ          | (H29)<br>390.4TJ        | (H30)<br>390.4TJ        | 392.3TJ        | →                |                 |     |
|          |                         | バイオマス熱利用                                 | (H22)<br>12.8TJ         | (H29)<br>14.8TJ         | (H30)<br>15.0TJ         | 417.1TJ        | ↗                |                 |     |
|          |                         | バイオマス燃料製<br>造                            | (H22)<br>2.1TJ          | (H29)<br>2.0TJ          | (H30)<br>2.0TJ          | 3.1TJ          | →                |                 |     |
|          |                         | 温度差熱利用                                   | (H22)<br>6.8TJ          | (H29)<br>12.4TJ         | (H30)<br>12.4TJ         | 7.2TJ          | ↗                | 達成              |     |
|          |                         | 雪氷熱利用                                    | (H22)<br>0.0TJ          | (H29)<br>0.0TJ          | (H30)<br>0.0TJ          | 0.0TJ          | →                | —               |     |
|          |                         | 計                                        | (H22)<br>6,249.0<br>TJ  | (H29)<br>7,120.5<br>TJ  | (H30)<br>7,374.2<br>TJ  | 8,160.0<br>TJ  | ↗                |                 |     |
|          |                         | 一次エネルギー需<br>要                            | (H22)<br>15,976.5<br>TJ | (H29)<br>12,770.<br>8TJ | (H30)<br>11,771.8<br>TJ | 14,245.8<br>TJ | ↗                | 達成              |     |
|          |                         | 一次エネルギー需<br>要に占める再生可<br>能エネルギー供給<br>量の割合 | (H22)<br>39.1%          | (H29)<br>55.8%          | (H30)<br>62.6%          | 57%            | ↗                | 達成              |     |
|          | バイオマスの<br>活用目標          | 廃棄物<br>系バイ<br>オマス                        | 生ごみ利<br>用率              | 27%                     | 21%                     | 24%            | 50%              | ↗               |     |
|          |                         |                                          | 下水汚泥<br>利用率             | 23%                     | 61%                     | 64%            | 60%              | ↗               | 達成  |
|          |                         |                                          | 廃食用油<br>利用率             | 26%                     | 39%                     | 37%            | 60%              | ↘               |     |
|          |                         | 未利用<br>系バイ<br>オマス                        | 間伐材利<br>用率              | 0%                      | 85%                     | 49%            | 20%              | ↘               | 達成  |



| 個別目標 | 環境目標                      | 目標値と実績値                  |                 |                  |                  | R3実績値の評価・分析 |         |
|------|---------------------------|--------------------------|-----------------|------------------|------------------|-------------|---------|
|      |                           | 現状値                      | 実績値             |                  | 目標値              | 前年度との比較     | 目標値達成状況 |
|      |                           | H24                      | R2              | R3               | R5               |             |         |
| 3-2  | 省エネ診断等の受診施設数（平成21年度からの累計） | (H22)<br>4件              | 45件             | 45件              | 70件              | →           |         |
|      | 各家庭における節電・節水等の省エネ取り組み率    | 76%                      | (H30)<br>72.8%  | (H30)<br>72.8%   | 100%             | —           |         |
|      | エコドライブ宣言者数                | (H22)<br>164名            | 414名            | 414名             | 450名             | →           |         |
|      | 「福島議定書事業」参加団体数（市内）        | (H29)<br>事業所：92<br>学校：21 | 事業所：97<br>学校：10 | 事業所：105<br>学校：18 | 事業所：230<br>学校：50 | ↗           |         |
|      | 「エコチャレンジ事業」参加世帯数（市内）      | (H29)<br>117世帯           | 81世帯            | 141世帯            | 500世帯            | ↗           |         |
| 3-3  | 電気自動車・プラグインハイブリッド車台数      | (H22)<br>5台              | 376台            | 390台             | 8,000台           | ↗           |         |
|      | 充電器設置数（一般家庭除く）            | (H22)<br>6基              | 33基             | 36基              | 40基              | ↗           |         |
| 3-4  | 1日1人あたりのごみ排出量             | (H22)<br>1,222g          | 1,241g          | 1,231g           | 1,031g           | ↗           |         |
|      | 総リサイクル量                   | (H22)<br>13,038t         | 11,726t         | 11,708t          | 13,000t以上        | ↘           |         |

## 評価

再生可能エネルギー関連の環境目標、とくに、一次エネルギー需要に占める供給量の割合については、平成30年度の実績が62.6%（推計に使用する各種統計の都合上、平成30年度が最新データ）と順調に推移している一方、省エネや電気自動車、ごみ排出量関連の環境目標は進捗が鈍化傾向にあります。

今後は、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化防止に向け、引き続き再生可能エネルギーの普及拡大を進めるとともに、市民や事業者の皆様との連携・協働により、省エネの推進、電気自動車の普及拡大、ごみ排出量の減量など、環境負荷の低減に向けた取組を強化する必要があります。

## 環境施策 令和3年度取組実績

個別目標3-1 再生可能エネルギーの地産地消ができるまち  
ー新エネルギービジョン・バイオマス活用推進計画ー

## ◇小水力発電を推進します

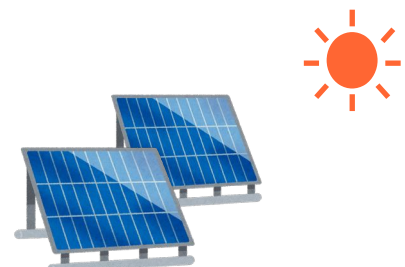
| 実施事項〔担当所属〕                | 事業概要                                                                  | R3年度事業実績                                                                                                        |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小水力発電事業可能性調査事業<br>〔環境生活課〕 | ・「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、本市の豊かな自然を生かした小水力発電所の設置の促進を図る。 | ・市ホームページにて、平成26年度に実施した小水力発電事業可能性調査の結果をはじめ、活用可能な補助金などの情報提供を行った他、小水力発電を開発する民間事業者に対して直接的な情報提供を行い、小水力発電所の設置の促進を図った。 |

## ◇バイオマスエネルギーの活用を推進します

| 実施事項〔担当所属〕               | 事業概要                                                                                                     | R3年度事業実績                                                        |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| バイオマス活用推進事業<br>〔環境生活課〕   | ・「会津若松市バイオマス活用推進計画」（第2期環境基本計画（改訂版）に統合）に基づき、資源循環型社会の形成や二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化防止を図るため、効率的なバイオマス資源の収集・利用を促進する。 | ・市ホームページにて、廃食用油等の利活用方法や、ペレットストーブに係る補助制度などを周知した。                 |
| 下水消化ガス発電設備設置<br>〔下水道施設課〕 | ・未利用エネルギーの有効利用として、消化ガスを利用し下水浄化工場の電力削減を行う。                                                                | ・稼働中の消化ガス発電設備3基（75kW）について令和3年度中は605,863kWh発電し、下水浄化工場の使用電力を削減した。 |

## ◇太陽エネルギー利用を推進します

| 実施事項〔担当所属〕                        | 事業概要                                                                                                                                                            | R3年度事業実績                                                                                                                                    |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付事業<br>〔環境生活課〕 | ・本市における再生可能エネルギーの導入と効率的な利用を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保全のための意識啓発や災害時の電源確保を図る目的で、住宅用太陽光発電システム等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。<br>※要綱改正により、令和2年度より補助要件等変更 | ・交付申請は5月から3月までの期間であり、住宅用太陽光発電システムと、蓄電池又は電気自動車への受給電装置（V2H）の併設が要件である。<br>【令和3年度実績】<br>・交付単価 20,000円/kW（上限80,000円）<br>・交付件数 11件<br>・交付総額 800千円 |



## ◇風力エネルギー利用を推進します

| 実施事項〔担当所属〕               | 事業概要                                                                              | R3年度事業実績                                                                                                                                                               |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再生可能エネルギー推進事業<br>〔環境生活課〕 | ・「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、事業者による再生可能エネルギー発電設備設置への支援や市民等への広報活動を行う。 | ・4月から11月までの期間、背あぶり山レストハウスでの再生可能エネルギー企画の展示を行い、来訪者の理解促進を図った。<br>・市内で再生可能エネルギー発電施設を計画する事業者に対して、制度の案内等の手続支援を行った。<br>・市ホームページや市政だより、各種出前講座等で再生可能エネルギーのメリットについて紹介し、理解促進を図った。 |

## ◇温度差熱利用を推進します

| 実施事項〔担当所属〕                | 事業概要                                                               | R3年度事業実績                            |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 温度差熱エネルギー利用の検討<br>〔環境生活課〕 | ・「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、温度差熱エネルギー利用について広報活動等を行う。 | ・市ホームページにて、温度差熱エネルギーを利用する市有施設を紹介した。 |

## ◇その他の未利用エネルギー等の利用を検討します

| 実施事項〔担当所属〕              | 事業概要                                     | R3年度事業実績                                                                                |
|-------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 水素エネルギーの活用検討<br>〔環境生活課〕 | ・環境審議会による答申附帯意見に基づき、水素エネルギーの利活用の検討を促進する。 | ・市ホームページにて、国や県の水素エネルギー関連補助金等について周知を行うとともに、県に対して水素ステーション設置等に関する支援を要請し、また、関連団体との意見交換を行った。 |

## ◇自然環境と事業活動の調和を図ります

| 実施事項〔担当所属〕                               | 事業概要                                                               | R3年度事業実績                                                                                   |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再生可能エネルギーに取り組む事業者等との意見交換の場の設置<br>〔環境生活課〕 | ・低炭素化社会の実現に向け、再生可能エネルギーや電気自動車等のさらなる普及促進を図るため、市内の各種事業者との情報・意見交換を行う。 | ・11月に低炭素化推進セミナーを開催し、事業者や団体の皆様（28名）を対象に、環境問題への対応、地球温暖化対策等に関する最新の動向や市の取組等を紹介するとともに、意見聴取を行った。 |

## 個別目標3-2 みんなでCO2を減らすまち

## ◇建築物や住宅における省エネを推進します

| 実施事項〔担当所属〕                               | 事業概要                                                                                                                                                             | R3年度事業実績                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庁舎の省エネルギー対策<br>〔総務課〕                     | ・本庁舎及び栄町第二庁舎空調設備において運転制御による環境負荷の低減を図る。具体的には、1日24時間の中で運転可能時間と運転停止時間に分け、予め設定した毎時ごとのプログラムにより運転制御を行い、複数台ある空調設備の運転時間を重複させないよう制御することで、空調設備の運転時間を平準化させ、電気及びガス使用量の削減を図る。 | 庁舎の省エネルギー対策については、平成30年度実績値を基準値として、その基準値から本庁舎及び栄町第二庁舎において、それぞれ基準値の1%の削減目標に対して、<br>①本庁舎については、5.3%増<br>②栄町第二庁舎については、12.4%増<br>と目標達成に至らなかった。<br>冷暖房期間における外気温が一つの要因であり、特に暖房期間の11月から翌年3月までの月平均値は、令和2年度と比較して約1℃低くなっている。暖房機器は、始動時に大きなエネルギーを必要とすることから、気温が低い日が続いたこともあり、エネルギー使用量が増加したと考えられる。 |
| 庁舎の省エネルギー対策<br>〔情報統計課〕                   | ・システム導入時にサーバを個別に導入するのではなく、庁内クラウドに統合・一括管理することで、効率的に運用する。                                                                                                          | ・43システム59サーバを庁内クラウドで統合した。<br>庁舎内の統合可能なシステムはほぼ統合が完了している状況である。                                                                                                                                                                                                                      |
| 庁舎の省エネルギー対策<br>〔契約検査課〕                   | ・庁舎で使用する蛍光管の購入にあたり、省エネ型のものを購入する。                                                                                                                                 | ・40Wについて、全てラピッドスタート形を購入した(450本)。(32Wは令和3年度中、購入実績なし)。                                                                                                                                                                                                                              |
| 地球温暖化対策推進実行計画の推進(庁舎の省エネルギー対策)<br>〔環境生活課〕 | ・令和3年度に「第4期会津若松市地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)」を策定し、平成25年度値を基準とし、令和3年度から令和12年度の10年間で、市の事務事業から排出する温室効果ガスの50%削減を目指す。                                                         | ・令和3年度の温室効果ガス排出量は、冷暖房機器の更新や電気自動車の使用等により、基準年度比で25.1%の減となった。                                                                                                                                                                                                                        |
| 事業所EMSの普及啓発<br>〔環境生活課〕                   | ・事業所における地球温暖化対策及び環境保全活動を推進するため、環境にやさしい取組をしている事業所を「あいづわかまつエコ事業所」に認定する。認定された事業所の取組は広報し、取組の継続を促し事業の普及を行う。                                                           | ・事業者向け省エネルギーセミナーを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。<br>・市政だよりにおいて、各エコ事業所の取組紹介記事を掲載した。<br>新規認定事業所 1事業所<br>更新認定事業所 1事業所                                                                                                                                                                  |

| 実施事項〔担当所属〕                               | 事業概要                                                        | R3年度事業実績                                                            |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 省エネルギーの推進<br>〔公共施設管理課〕                   | ・省エネルギーの推進のため、照明器具やその他の機器等の採用において高効率、省エネルギー機器の採用を行う。        | ・第六中学校校舎、行仁コミュニティセンター、北会津支所ピカリンホールの改修工事において、LED照明器具を採用し設置した。        |
| LED防犯灯設置事業<br>〔危機管理課〕                    | ・公設防犯灯及び町内会設置の防犯灯のLED化を進める。                                 | ・町内会により793台の防犯灯が設置されたが、全てLED防犯灯である。各町内会において省エネやLED化のメリットが認識されてきている。 |
| ZEH、ZEBの普及啓発<br>〔環境生活課〕                  | ・「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、低炭素・循環型社会の実現を図るため、ZEH・ZEBについて広報活動を行う。 | ・ゼロカーボンシティ会津若松宣言を踏まえて、ホームページにて、内容を見直し、より詳しく広報した。                    |
| 下水浄化工場の改築工事<br>（高効率散気装置への更新）<br>〔下水道施設課〕 | ・省エネルギーの推進の為に、下水浄化工場において高効率散気装置への更新工事を行い、ブロー消費電力量の削減を行う。    | ・水処理施設No.2-2系の散気板を高効率散気装置へ更新することにより、大幅な消費電力量を削減することができた。            |

## ◇省エネ型の生活を推進します

| 実施事項〔担当所属〕                        | 事業概要                                                                                         | R3年度事業実績                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エコドライブの推進<br>〔環境生活課〕              | ・自動車による排気ガスに含まれる温室効果ガスの排出量を削減するため、「第2期環境基本計画（改訂版）」に基づき、「会津若松エコドライブ宣言者」の拡大を図る。                | ・市ホームページ、市政だよりを通じて広報<br>・会津若松エコドライブ宣言者（令和4年3月31日現在）<br>個人 243名<br>事業所等 11事業所 171名<br>（合計414名）                                                                                                                                           |
| 学校版・家庭版環境マネジメントシステムの普及<br>〔環境生活課〕 | ・学校や家庭における地球温暖化対策及び環境保全活動を推進するため、環境にやさしい取組をしている学校や家庭（個人）を認定する。その取組を広報することで、取組の継続を促し事業の普及を行う。 | ・学校版環境マネジメントシステムについては、更新対象校（8校）の更新審査を実施し、全校で更新が認定された。<br>・認定証授与式において各校が作成した壁新聞を掲示した。<br>・省エネ対策の一つとして市内全小中学校に緑のカーテン用アサガオの種を配付した。<br>・あいづわかまつエコクラブ会員募集について市ホームページ、市政だよりを通じて広報<br>・エコクラブ会員者168名（令和4年3月31日現在）へあいづわかまつエコクラブ会報「いもりんだより」を発行した。 |
| ノーカーの推進<br>〔人事課〕                  | ・ノーカーデーへの参加を通じ、職員の健康維持・増進、温室効果ガスの排出削減及び公共交通機関の維持・活性化を図る。                                     | ・各職員が各自の状況に応じ、無理のない範囲で自主的に参加した。                                                                                                                                                                                                         |
| ノーカーへの協力依頼<br>〔生涯学習総合センター〕        | ・利用者に対し、利用許可書の発行時に、ノーカーへの協力依頼を継続して行う。                                                        | ・利用者に対し、利用許可書発行時に、ノーカーへの協力依頼を行った。                                                                                                                                                                                                       |

| 実施事項〔担当所属〕                       | 事業概要                                                                                                                                                                                                                    | R3年度事業実績                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進<br>〔環境生活課〕 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期環境基本計画(改訂版)」に基づき、温室効果ガス排出量の削減を図るため、電気自動車の普及促進をはじめ、各環境マネジメントシステム、会津若松エコドライブ宣言事業等の各種事業を推進する。</li> <li>・市域における温室効果ガス排出量及び一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給率を公表し、市民の意識啓発に努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車の普及促進をはじめ、各環境マネジメントシステム、会津若松エコドライブ宣言事業等の各種事業を実施した。</li> <li>・市域における温室効果ガス排出量(平成30年度実績) 968.7千トンCO<sub>2</sub>(基準年度比4.9%減)</li> <li>・一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量(平成30年度実績) 62.6%</li> </ul> |

### 個別目標3-3 再生可能エネルギーとICTを活用したまち

#### ◇再生可能エネルギーの安定供給とICTの有効活用を推進します

| 実施事項〔担当所属〕                                           | 事業概要                                                           | R3年度事業実績                                                                               |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 北会津支所エネルギー管理事業<br>〔北会津支所まちづくり推進課〕                    | ・BEMSサービスの活用(デマンド値監視による使用電力量の調整)                               | ・電気の使用量は、前年度より減少し、通年を通して全体の消費電力は抑えられており、一定の効果が出ている。                                    |
| 再生可能エネルギーの導入促進<br>〔建築住宅課〕                            | ・再生可能エネルギーの導入を促進するため、市営住宅の施設整備において太陽光発電設備の設置を検討する。             | ・城前団地4期工事に2.95kwの太陽光発電設備、及び太陽光発電外灯3基を設置した。                                             |
| 消化ガスの利用<br>〔下水道施設課〕                                  | ・未利用エネルギーの有効利用として、消化ガスを利用し下水浄化工場の冷暖房を行う。                       | ・消化ガス利用により、下水浄化工場内の冷暖房を行うことにより、冷暖房用燃料を削減した。                                            |
| 太陽光発電や風力発電など自然エネルギーの有効活用を図るための情報の収集・活用の検討<br>〔環境生活課〕 | ・市内の再生可能エネルギーの導入を促進するため、市民や事業者等を対象に、各種再生可能エネルギーに関する情報収集と提供を行う。 | ・市域の再生可能エネルギーに関する意義や利点、各種補助制度を整理し、市ホームページで紹介するとともに、出前講座、環境フェスタ特別企画や、低炭素化推進セミナーで周知を行った。 |

#### ◇環境にやさしい交通対策を進めます

| 実施事項〔担当所属〕                      | 事業概要                                                                        | R3年度事業実績                                                                                                                                                                |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電気自動車推進事業<br>〔環境生活課〕            | ・「第2期環境基本計画(改訂版)」に基づき、電気自動車の普及促進を図るため、市ホームページやイベント等において公用車への導入効果等について広報を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北会津ホテル祭り、環境フェスタは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となった。</li> <li>・公用車への電気自動車導入効果(7台)<br/>燃料費 69.3%削減<br/>CO<sub>2</sub>排出量 35.9%削減</li> </ul> |
| 幹線道路の整備、道路案内標識の整備<br>〔まちづくり整備課〕 | ・幹線道路の整備(道路改良工事)を行う。                                                        | ・市道幹1-37号線道路改良工事L=200mを実施した。                                                                                                                                            |

| 実施事項〔担当所属〕                     | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                   | R3年度事業実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共交通機関の利用促進<br>〔地域づくり課〕        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期再編として近隣市町村に跨る広域路線の再編に向け、県及び関係市町村と連携し、網形成計画に基づいた再編実施計画の策定に取り組む。</li> <li>・また、高齢者の新たな移動支援などに向け、新たなモビリティのあり方について、実証等の取組を通じて検討していく。</li> </ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町村に跨る広域バス路線再編に向け、「会津圏域公共交通活性化協議会」に参画し、具体的に検討を進め、令和3年9月に「会津圏域地域公共交通利便増進実施計画」の変更を行い、令和3年10月から、市内路線の一部見直しを行った。</li> <li>・現行計画である「会津若松市地域公共交通網形成計画」が令和3年度をもって終了となるため、令和4年3月には、次期計画となる「会津若松市地域公共交通計画」を策定した。</li> <li>・高齢者等の移動支援に資する新しいモビリティサービスについて、地元交通事業者やICT関連企業等により構成する「会津SamuraiMaaSプロジェクト協議会」に参画し調査・研究を進めるとともに、「AI オンデマンド型路線バス」、「相乗り型タクシー」等の実証実験を行った。</li> </ul> |
| 鉄道路線の利用促進<br>〔地域づくり課〕          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会津鉄道・野岩鉄道に対して施設修繕等への支援を行うとともに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を通じて両鉄道の利用促進を図るべく、イベント列車の運行支援や広報誌掲載によるPRなど各種取組を行う。</li> <li>・JR只見線については、小学生を対象に応援ツアーを実施することで只見線の魅力を伝えるとともに、只見線活用推進協議会等への参画を通じて他自治体と連携しながら只見線の利用促進に取り組む。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会津鉄道、野岩鉄道に対して施設修繕等への支援を行うとともに、会津・野岩鉄道利用促進協議会を通じ利用促進事業に取り組んだ。</li> <li>協議会の会議開催数：総会（1回）、幹事会（2回）</li> <li>主な利用促進事業の内容：会津の地域住民が利用する場合の運賃助成、絵画コンクールやフォトコンテストの実施</li> <li>・只見線活用推進協議会等を通じた利用促進事業への参画など、JR只見線の利用促進事業に取り組んだ。</li> </ul>                                                                                                                                     |
| ひとにやさしい歩道整備事業の実施<br>〔まちづくり整備課〕 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心、安全な歩道部の整備を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画での整備箇所については整備が完了し、次期計画策定中のため令和3年度は実績なし</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 地域内交通の利用促進<br>〔北会津支所まちづくり推進課〕  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北会津地域づくり委員会なかまづくり部会の開催により、利用状況の把握や調査、検証を行いながら、利便性の向上に取り組む。</li> </ul>                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北会津地域づくり委員会なかまづくり部会を開催し、利用者の状況分析や利用促進について検討を行った。</li> <li>・全世帯に対してアンケート調査を行い、利用状況や要望について聞き取りを行った。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 地域内交通の利用促進<br>〔河東支所まちづくり推進課〕   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内交通「みなづる号」について、利用状況の定期的な確認・検証により利用者の利便性の向上につながる取組を、地域住民とともに進める。</li> </ul>                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河東地域づくり委員会交通環境部会を4回開催。河東地域内交通「みなづる号」の利用状況等を把握・分析するとともに、無料お試し運行や利用体験会を開催し、利用促進に取り組んだ。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 実施事項〔担当所属〕                               | 事業概要                                                                                                                                                                                                                              | R3年度事業実績                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共交通空白地域における<br>デマンド型乗合交通の導入<br>〔地域づくり課〕 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・湊地区において、実証運行を経て構築した地域住民組織が主体となった地域内交通の運営・運行への支援を継続するとともに、集落支援員や交通空白地有償運送制度の活用をはじめとしたより持続可能な制度の活用に向けた取組と検討を行う。</li> <li>・北会津地区、河東地区においても、地域住民組織との連携によるデマンド型乗合交通の運行継続と利用促進に取り組む。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・湊地区においては、民間団体で県内初となる自家用有償旅客運送の登録を受け、令和3年10月より有償での運行を開始するなど、運行継続・自立にかかる支援を行った。</li> <li>湊地区利用者数 1,287人</li> <li>・北会津地区、河東地区においても、地域住民組織（北会津地域づくり委員会、河東地域づくり委員会）と連携し、デマンド型乗合交通の運行継続と利用促進に取り組んだ。</li> <li>北会津地区利用者数 1,575人</li> <li>河東地区利用者数 316人</li> </ul> |



### 個別目標3-4 「もったいない」が息づくまち

#### ◇ごみの減量化（3R）を推進します

| 実施事項〔担当所属〕                    | 事業概要                                                                                                                                                                          | R3年度事業実績                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庁舎ごみ排出量の計測<br>〔北会津支所まちづくり推進課〕 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北会津支所のごみの量を月2回計測し、環境管理事務局へ報告する。</li> <li>・また、計測結果を支所職員に周知することで意識の高揚を図り、ごみ減量化とリサイクルを推進する。</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北会津支所のごみの量を月2回計測し、環境管理事務局へ報告した。</li> <li>・また、計測を支所職員全員が行うことで意識の高揚を図り、ごみ減量化とリサイクルの推進を図った。</li> </ul>                                               |
| 庁舎ごみ排出量の計測<br>〔河東支所まちづくり推進課〕  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河東支所のごみの量を月2回計測し、環境管理事務局へ報告する。</li> <li>・また、計測結果を支所職員に周知することで意識の高揚を図り、ごみ減量化とリサイクルを推進する。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やせるごみの量は、月2回定期的に計測を行い、四半期ごとに環境管理事務局へ報告した。</li> <li>・ごみ減量化とリサイクルについては、計測毎に燃やせるごみに資源物が混入していないかを調査し、正しく分別されているかを確認した。</li> </ul>                    |
| 庁舎ごみ排出量の計測<br>〔環境生活課〕         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内事務事業における環境負荷の低減のため、環境マネジメントシステム推進事業を実施し、職員の共通行動の取組の一つである「廃棄物の減量とリサイクルの推進」について目標値を設定しており、各庁舎から排出される廃棄物の量を定期的に計測し、進行管理を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理事務局において、本庁舎、栄町第一庁舎、栄町第二庁舎のごみの量を月1回計測した。</li> <li>・また、庁内にマニュアルや事例を周知し、ごみ減量化とリサイクルの推進につなげている。</li> <li>・電子化やりサイクルを徹底し、紙使用量の削減に取り組んだ。</li> </ul> |

| 実施事項〔担当所属〕                               | 事業概要                                                                                                                                                 | R3年度事業実績                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般廃棄物処理基本計画<br>(ごみ処理基本計画)の推進<br>〔廃棄物対策課〕 | ・計画期間：平成28年度～令和7年度<br>・ごみ減量のためには、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の取組が不可欠である。特に、2R(リデュース、リユース)について、市民・事業者・行政の協働により、一層の推進を図っていく。                  | 【実績値】<br>・1人1日あたりごみ排出量<br>1,231g(261g未達成)<br>・総リサイクル量 11,708t<br>(1,292t未達成)<br>・燃やせるごみの排出量<br>38,410t(8,427t未達成)                                             |
| 家庭ごみの分別排出の徹底<br>と意識啓発<br>〔廃棄物対策課〕        | ・「家庭ごみの正しい分け方・出し方(カレンダーに付属)」の全戸配付、市ホームページへの掲載。清掃指導員による家庭ごみの分別排出の徹底と意識啓発を図る。                                                                          | ・「家庭ごみの正しい分け方・出し方(カレンダーに付属)」を全戸配付し、市ホームページに掲載した。<br>・9月、ごみの見える化を推進するため、ごみ単独の情報紙「へらすべえ」を創刊。以降、12月、3月の年3回発行。<br>・12月、ごみの分別を周知するため、市清掃指導員によるごみステーションでの立会い、説明を試行。 |
| 給食施設生ごみリサイクル事業<br>〔廃棄物対策課〕               | ・平成23年度から、各学校給食施設等より排出された調理くずや残飯等の「生ごみ」を収集し、民間の処理施設で堆肥化(リサイクル)を実施している。                                                                               | 【実績値】<br>・給食施設生ごみ収集運搬業務委託 6,471千円<br>・給食施設生ごみ中間処理業務委託 1,190千円<br>(リサイクル率100%)                                                                                 |
| ごみ減量化事業補助金<br>(生ごみ処理機等設置補助)<br>〔廃棄物対策課〕  | ・生ごみの減量・堆肥化を図るため、生ごみ処理機等の設置補助事業を実施する。                                                                                                                | 【実績】<br>・生ごみ処理機 18件<br>277,000円<br>・生ごみ処理容器 22件<br>48,500円<br>・堆肥枠 18件<br>54,000円                                                                             |
| レジ袋削減運動の推進<br>〔廃棄物対策課〕                   | ・会津若松市の市民団体、事業者、市役所により構成された「3R(スリーアール)」の取組を推進する会議。<br>・3R(リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の推進により、ごみを減らし、環境を大切にしたいまちと暮らしの実現(ごみを出さないライフスタイル)を目指す。 | ・毎月8日、9日のマイバック推進デーを中心に、消費者団体、市内スーパー、市の3者が各々PRを実施した。<br>・4事業者にレジ袋辞退率の調査を実施(レジ袋辞退率84.65%)                                                                       |
| 下水汚泥の有効利用<br>〔下水道施設課〕                    | ・下水汚泥の放射能濃度を確認しながら、コンポスト(汚泥の肥料化)等の有効利用を促進する。                                                                                                         | ・下水汚泥の放射能濃度を確認しながら、コンポスト(汚泥の肥料化)等の有効利用を促進した。<br>・肥料原料として2,402t、下水浄化工場の汚泥の71.5%を有効利用した。<br>・放射能の基準超過はなかった。                                                     |

| 実施事項〔担当所属〕                   | 事業概要                        | R 3年度事業実績                                                           |
|------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 浄水汚泥ケーキの減量及び有効活用<br>〔上水道施設課〕 | ・浄水で発生した汚泥ケーキの減量や有効活用に取り組む。 | ・浄水で発生した汚泥の一部を、グラウンドの土にリサイクルしている業者に有価で売却した（全発生土 388.63t 中 287.87t）。 |



## 特集 市域における温室効果ガス排出量等実質ゼロを目指して ～「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」～

(担当課：環境生活課)

本市は、令和3(2021)年12月27日、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行いました。

これは、2050年までのできるだけ早い時期に、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロ(※)にすることに、全市一丸となって取り組む決意を表明するものです。

### 1 ゼロカーボンシティ会津若松を宣言した理由

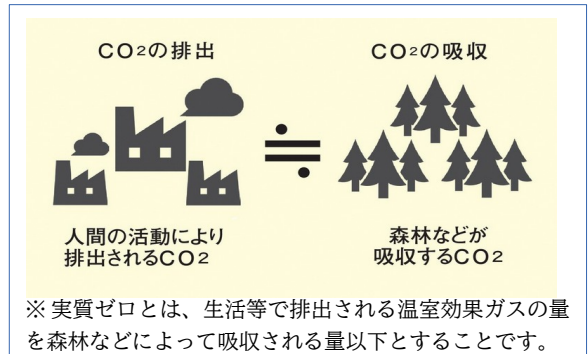
近年、世界各地で地球温暖化が原因の一つとされる異常気象や災害が多発しており、本市でも、平均気温は上昇傾向にあることが明らかになっています。

この地球温暖化は、私たちの生活や活動によって排出される、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因とされています。

現在、国内外において、温室効果ガスの排出量の削減に関する取組が急速に進められているところですが、温室効果ガスは、様々なエリア、様々な主体、

様々な活動から排出されており、全ての人が削減に向けた努力をすることが必要です。もちろん、この会津若松市でも、市民・事業者・行政が取り組む必要があります。

私たちが愛する歴史ある会津若松市を、未来の世代に引き継ぐためには、温室効果ガスの排出量を、今すぐ減らす必要があります。このようなことから、市の強い決意を示し、市民・事業者・行政の協働を呼び掛けるため、この「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行いました。



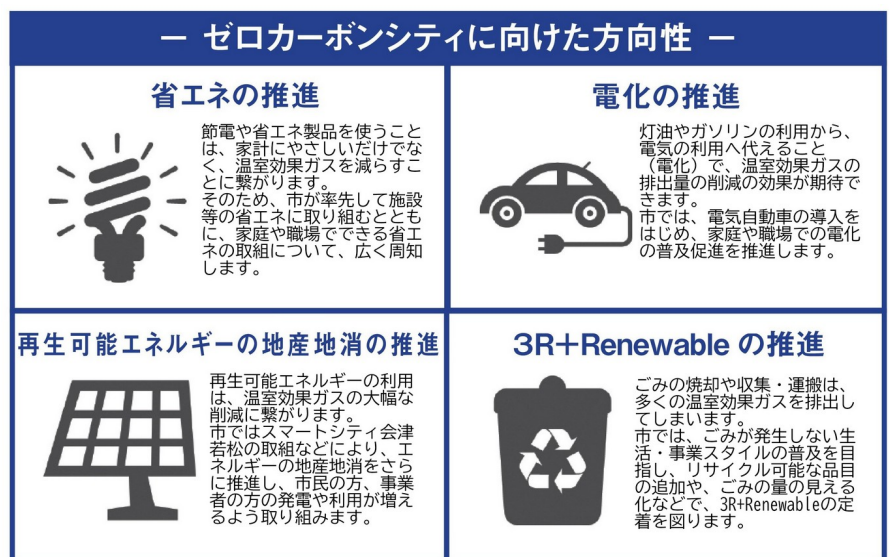
### 2 ゼロカーボンシティ会津若松に向けた取組の基本的な考え方

本市の温室効果ガス排出量の8割以上は、エネルギー(主に石油や石炭などの化石燃料)を使用することによって排出される二酸化炭素です。

また、本市は、一人一日当たりのごみ排出量が多く、ごみの運搬や燃焼等で排出される温室効果ガスも問題になります。

そこで、ゼロカーボンシティ会津若松の実現を図るため、国や研究機関等の考え方を参考として、「省エネの推進」、「電化の推進」、「再生可能エネルギーの地産地消の推進」及び

「3R+Renewableの推進※」の4点を進めてまいります。



※3R+Renewable(スリーアールプラスリニューアブル)とは「物を大切に使い、ごみを減らすこと」、「使える物は繰り返し使うこと」、「ごみを資源として再び利用すること」及び「紙や木、バイオマスプラスチックなど持続可能な資源を使うこと」を指します。

### 3 ゼロカーボンシティ会津若松に向けた市の計画

ゼロカーボンシティ会津若松を実現するため、以下の二つの計画に基づいて、具体的な取組を進めていきます。

|                          |                                                              |          |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------|----------|
| 地球温暖化対策実行計画<br>(区域施策編)   | 市域全体の温室効果ガス排出量の削減等の施策に関する計画。令和5年度に改定予定。<br>(例) 住宅への再エネの導入など  | 68 ページ参照 |
| 地球温暖化対策推進実行計画<br>(事務事業編) | 市役所自らの事務事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する計画。<br>(例) 庁舎の節電や公用車のEV化など | 79 ページ参照 |

市民の皆さん・事業者・行政が一体となり、「ゼロカーボンシティ会津若松」を必ず実現させましょう。皆さんのご協力をお願いします。



### 4 ゼロカーボンシティ会津若松宣言文

私たちが愛する会津若松市は、周囲には広大な山々や猪苗代湖があり、豊かな自然にあふれています。

また、城下町として、長きにわたって伝統や文化が受け継がれ、「ならぬことはならぬ」という言葉に代表される仕の掟により培われた会津人の心が、今も息づいています。

私たちは豊かな自然を守り、先人たちが築いてきた歴史を誇りに思い、誰もが幸せに暮らしていけるまちをつくり、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年、この会津若松市でも、猛暑・豪雨・少雪などの地球温暖化の影響が強く実感されるようになり、災害の増加や農作物への被害等の懸念が高まっています。

この地球温暖化は、私たち一人ひとりの社会経済活動によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増えたことが原因であるとされています。

私たちが愛する会津若松市を未来の「あいづっこ」に引き継ぐために、市民・事業者・行政が一体となり、地域全体で地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の削減に取り組むことが、今私たちが「やらねばならぬこと」です。

このような強い決意のもと、ここに、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言します。

令和3年12月27日 会津若松市長 室井 照平

## ◆最新トピック◆

### ゼロカーボンシティ会津若松宣言のロゴマークについて

「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」と、その内容が広く認知され、理解されることが重要であることから、様々な方に注目され、愛着を感じていただける、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の象徴であるロゴマークの募集を令和4年度に行いました。

#### 公募について

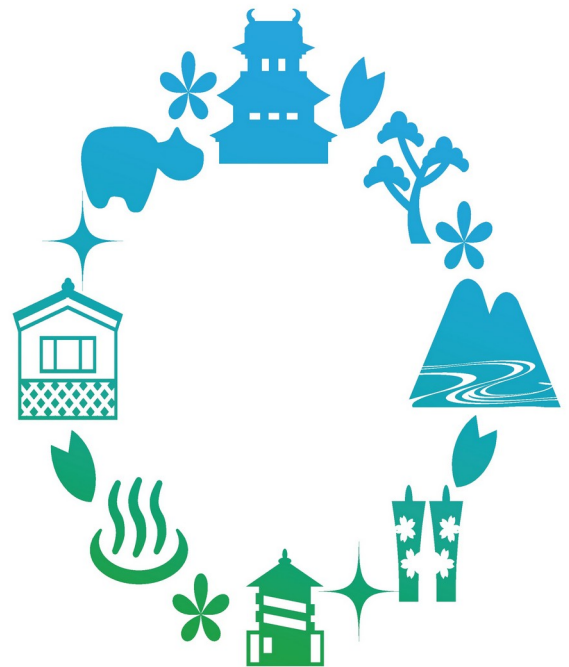
- ・ 応募期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月10日（火）
- ・ 応募者数：93名 応募点数：144件
- ・ 市民の皆様からの投票により、最も票を得たものを決定しました（総投票数950票）。

#### 【デザインコンセプト】

「未来に向かっての新しい取り組みを、会津若松市民全員に参加・協力してもらいたい」

そんな願いを込めてデザインされたロゴマークです。会津若松にちなんだイラストで、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の最初のゼロ＝「0」を表現し、文字も、みんなにわかりやすい、カタカナ、ひらがなとなっています。

（1つ1つのイラストについては、上から時計回りに、お城＝鶴ヶ城、桜の花びら＝鶴ヶ城の園内のソメイヨシノや石部桜など、松＝市の木（アカマツ）でもあり鶴ヶ城や御薬園の松、花びら＝会津若松の豊かな自然の中で、季節毎に咲く花々、山・水の流れ＝磐梯山、猪苗代湖、ろうそく＝会津絵ろうそく、キラキラ＝ゼロカーボンシティに向けて活動する市民ひとりひとりの希望の光、建物＝さざえ堂、温泉マーク＝東山温泉、芦ノ牧温泉、蔵＝古い街並みの土蔵や酒蔵、牛のカタチ＝赤べこを表しています。）



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ

このロゴは、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」の実現に関する市の意識啓発や各種取組に使用するほか、「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」の趣旨に賛同される個人・事業所の皆様もご使用いただけます。会津若松市のゼロカーボンシティの実現に向け、ぜひ積極的にご活用ください！

ロゴの使用をご希望の方は、環境生活課までご連絡ください。

## 特集 市域における温室効果ガス排出量等の現状

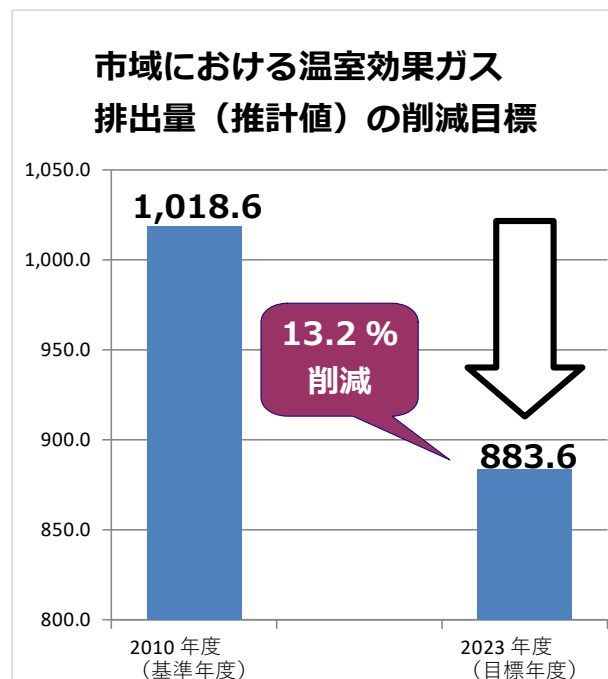
### ～「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」～

(担当課：環境生活課)

市では、市域における温室効果ガス排出量削減に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、「会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）」と統合して取組を進めています。

この中で、再生可能エネルギーや電気自動車の普及促進、省エネやごみの減量を進めることにより、市域における温室効果ガス排出量を基準年度（平成22年度（2010年度））と比較して、1,018.6千トンCO<sub>2</sub>から883.6千トンCO<sub>2</sub>まで減少させ、令和5年度（2023年度）までに13.2%削減することを目指しています。

なお、以下では、温室効果ガス排出量等の推計に使用する各種統計の都合上、平成30年度（2018年度）の実績値を最新データとして掲載しています。



#### ■ 参 考 ■ 地球温暖化対策をめぐる動向

地球温暖化は、人類の社会・経済・生活環境に影響を与えるのみならず、地球上のあらゆる動植物に大きな被害を及ぼすことが懸念され、問題となっています。現在、地球温暖化の主な要因とされる温室効果ガスの排出量削減に向け、世界各国で対策が進められています。

なかでも、2015年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出量削減等に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が合意され、翌2016年11月に発効しました。「パリ協定」では、世界全体の平均気温の上昇を2℃より下方に抑えることなどが目標として掲げられ、締約国に温室効果ガス排出量削減や気候変動による悪影響への対処などの取組が義務づけられています。

こうした中、国では、令和3年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で、令和10年度（2030年度）に46%削減することを目指し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けて行くという目標を掲げて、取組を強化しており、地方公共団体においても積極的な地球温暖化対策が求められています。

## 1 市域における温室効果ガス排出量の現状等

### (1) 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

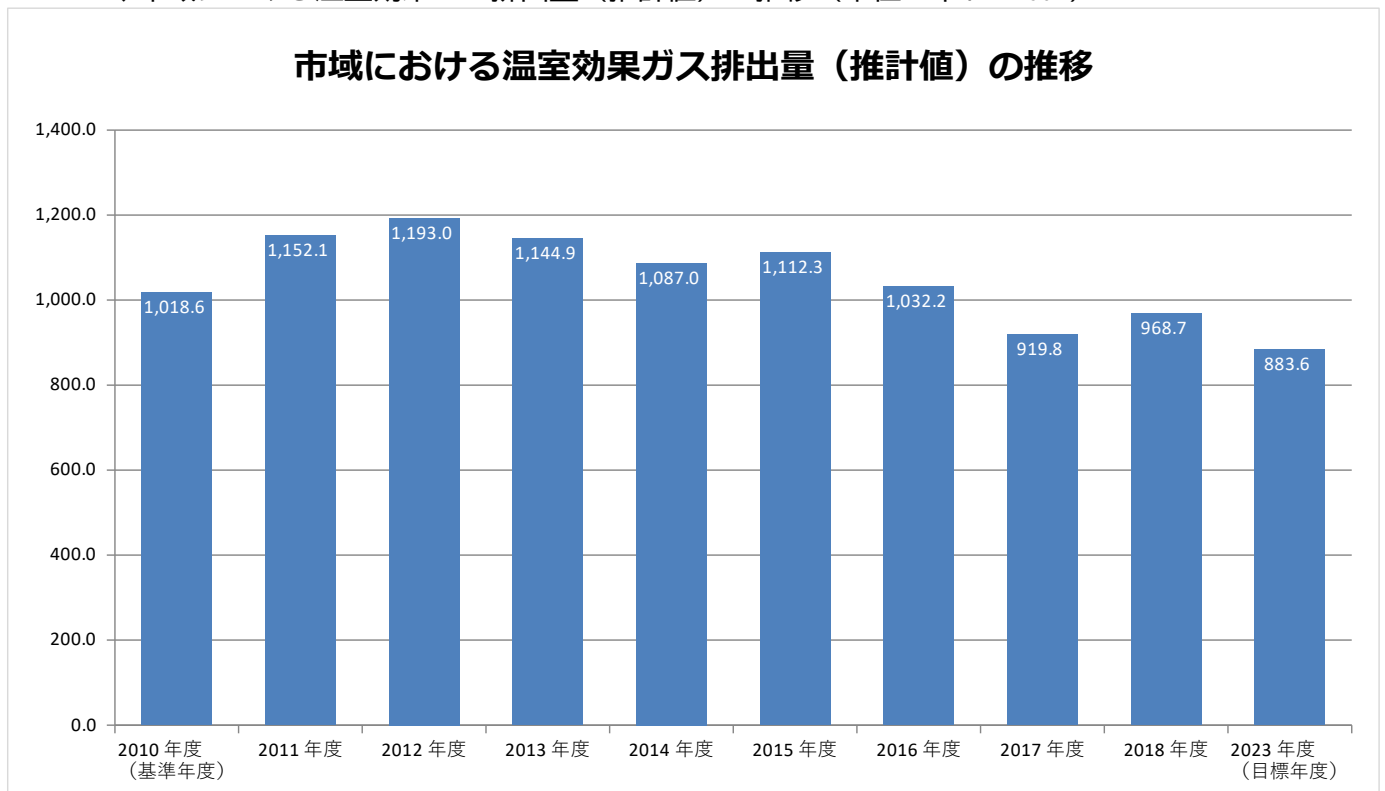
平成30年度(2018年度)の温室効果ガス排出量は、968.7千トンCO<sub>2</sub>となり、基準年度(平成22年度(2010年度))と比較して4.9%減少し、前年度比では5.3%増加しました。

#### ◆市域における温室効果ガス排出量(推計値)の現状と削減目標(単位:千トンCO<sub>2</sub>)

| 年度  | 【基準年度】<br>H22(2010)年度<br>(基準値) | H29(2017)年度 | H30(2018)年度 | 【目標年度】<br>R5(2023)年度<br>(目標値) |
|-----|--------------------------------|-------------|-------------|-------------------------------|
| 排出量 | 1,018.6                        | 919.8       | 968.7       | 883.6                         |

※温室効果ガス排出量は、再生可能エネルギー導入によるCO<sub>2</sub>削減効果を加味しています

#### ◆市域における温室効果ガス排出量(推計値)の推移(単位:千トンCO<sub>2</sub>)



市域における温室効果ガス排出量は近年では減少傾向にあります。これは、電気の排出係数(※)が基本的に減少傾向にあることや、省エネの進展、自動車の燃費の向上等が要因として考えられます。しかし、平成30年度(2018年度)は前年度比で排出係数が増加したことや、物流の増加などによる運輸部門の排出量の増加によって、前年度比で増加となっています。

※排出係数:エネルギー量(電気、ガス、石油など)あたりの二酸化炭素排出量を表した数値。

例えば、ガソリン1リットルあたりの排出係数は、2.32kgCO<sub>2</sub>となります。電力の排出係数は、1kWhの発電に伴い発生する二酸化炭素の量を表しています。排出係数は各電力会社(小売電気事業者)により異なるほか、毎年電源構成が変動するため、毎年変動します。

## ◆部門ごとの温室効果ガス排出量（推計値）の現状と削減目標（単位：千トン CO2）

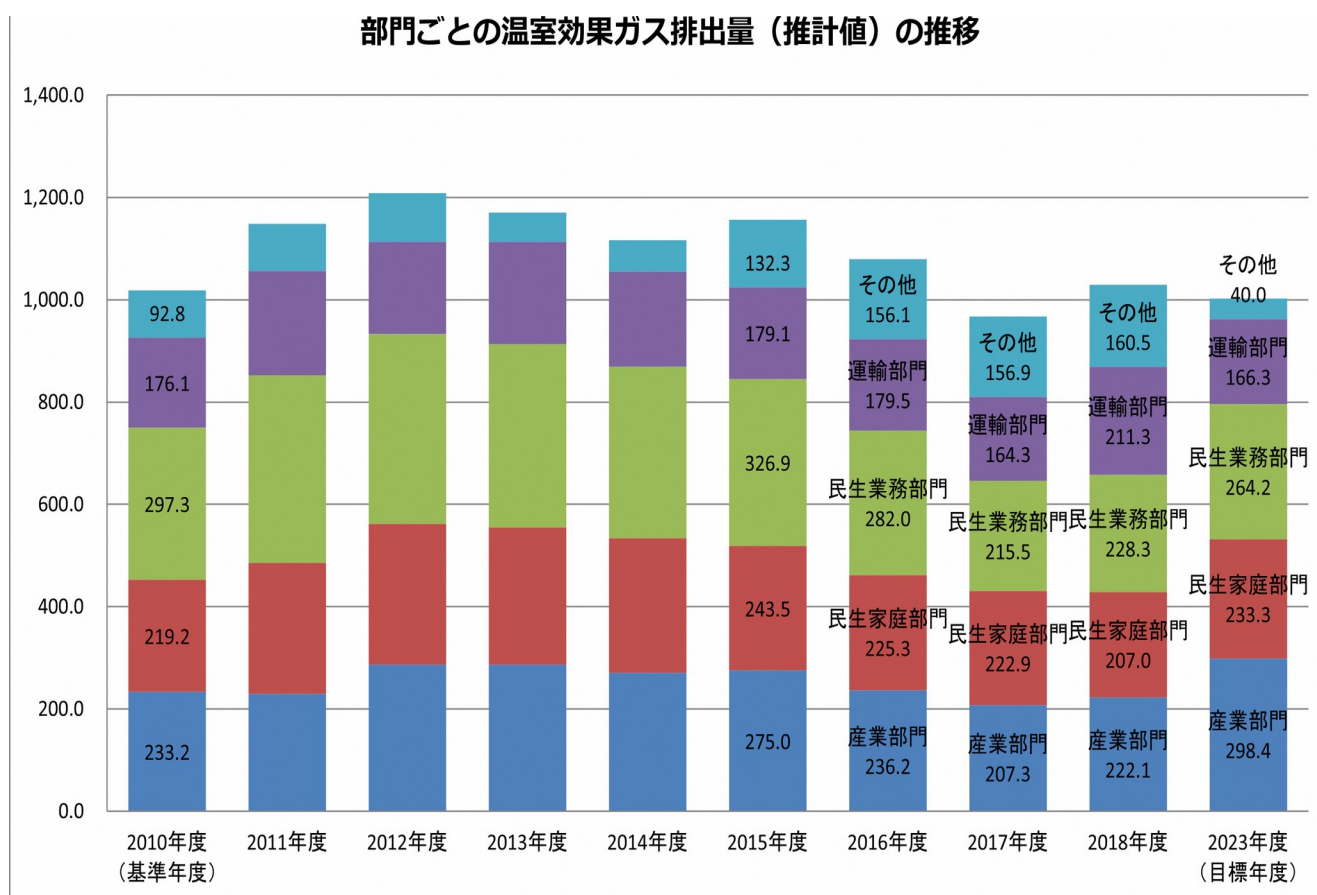
| 年度／部門※ | 【基準年度】<br>H22(2010)年度<br>(基準値) | H29(2017)年度 | H30(2018)年度 | 【目標年度】<br>R5(2023)年度<br>(目標値) |
|--------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------------------------|
| 産業部門   | 233.2                          | 207.3       | 222.1       | 298.4                         |
| 民生家庭部門 | 219.2                          | 222.9       | 207.0       | 233.3                         |
| 民生業務部門 | 297.3                          | 215.5       | 228.3       | 264.2                         |
| 運輸部門   | 176.1                          | 164.3       | 211.3       | 166.3                         |
| その他    | 92.8                           | 156.8       | 160.5       | 40.0                          |

※部門の内訳

産業部門：製造業・建設業など、民生家庭部門：家庭でのエネルギー消費など、民生業務部門：オフィス・ホテル・病院など、運輸部門：自家用車・貨物車・バスなど、その他：二酸化炭素以外の温室効果ガスなど

※上記の表の数値は、再生可能エネルギー導入によるCO2削減効果を加味していません。

## ◆部門ごとの温室効果ガス排出量（推計値）の推移（単位：千トン CO2）



温室効果ガス排出量はほとんどの部門において、前年度比で増加しています。これは、電力の排出係数が増加したことが主な要因として考えられます。

その他部門は、主に二酸化炭素以外の温室効果ガスであり、製造業で使用するパーフルオロカーボンなどが対象です。平成26年度（2014年度）から平成27年度（2015年度）の間において、統計対象事業者の追加があったため増加しています。

## (2) 市域におけるエネルギー消費量の現状

平成30年度(2018年度)のエネルギー消費量は、熱量換算で11,771.8TJ(テラジュール)となり、基準年度(平成22年度(2010年度))と比較して26.3%減少しました。

## ◆市域におけるエネルギー消費量(推計値)の現状と削減目標(単位:TJ)

| 年度       | 【基準年度】<br>H22年度<br>(基準値) | H29年度    | H30年度    | 【目標年度】<br>R5年度<br>(目標値) |
|----------|--------------------------|----------|----------|-------------------------|
| エネルギー消費量 | 15,976.5                 | 12,770.8 | 11,771.8 | 14,245.8                |

## ◆部門ごとのエネルギー消費量(推計値)の現状と削減目標(単位:TJ)

| 年度/部門         | 【基準年度】<br>H22年度<br>(基準値) | H29年度   | H30年度   | 【目標年度】<br>R5年度<br>(目標値) |
|---------------|--------------------------|---------|---------|-------------------------|
| エネルギー転換<br>部門 | 9.2                      | 10.1    | 9.6     | 9.7                     |
| 産業部門          | 4,184.4                  | 3,318.3 | 3,430.8 | 4,558.7                 |
| 民生家庭部門        | 4,015.6                  | 3,529.6 | 3,525.4 | 3,451.5                 |
| 民生業務部門        | 5,121.0                  | 3,492.5 | 3,481.6 | 3,769.2                 |
| 運輸部門          | 2,646.3                  | 2,420.3 | 1,324.4 | 2,456.7                 |

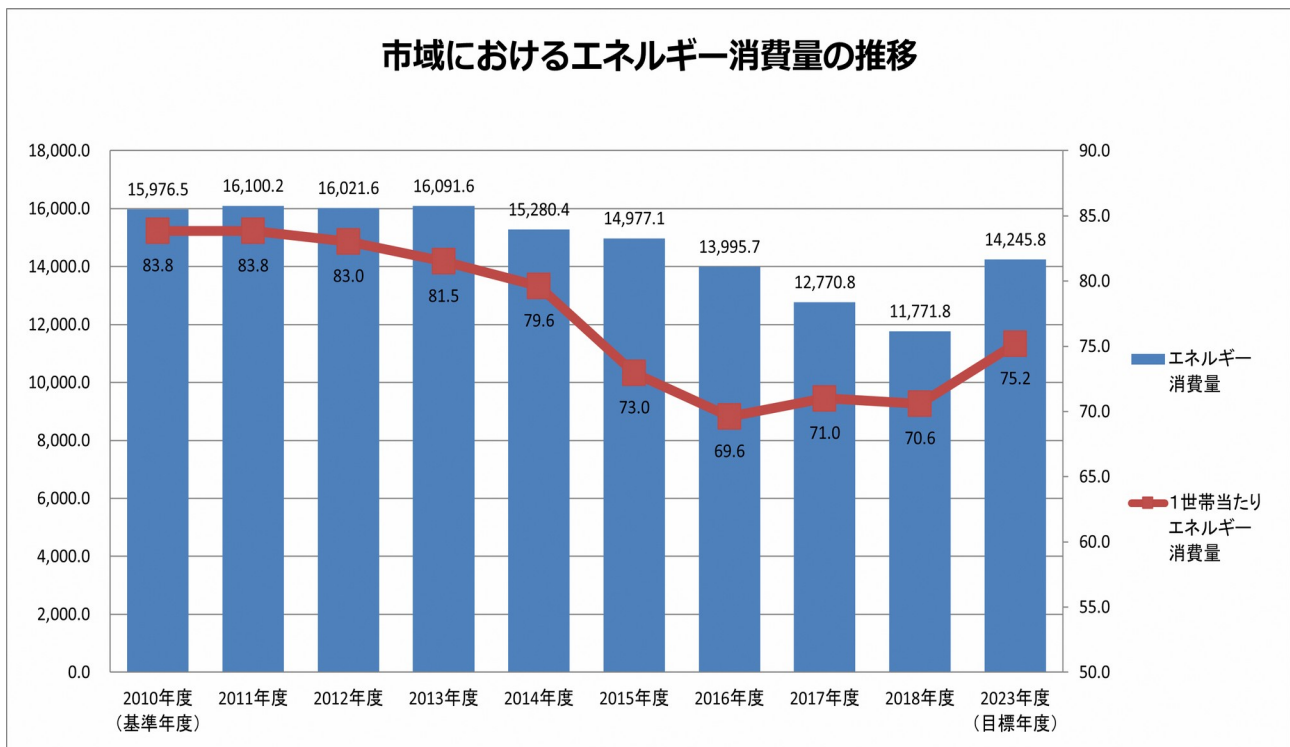
平成30年度(2018年度)のエネルギー消費量を部門ごとに見た場合、基準年度(平成22年度(2010年度))と比較して、産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門で12~50%の削減と、順調に推移しています。

## ◆1世帯あたりのエネルギー消費量(推計値)の現状と削減目標(単位:GJ)

| 年度       | 【基準年度】<br>H22年度<br>(基準値) | H29年度 | H30年度 | 【目標年度】<br>R5年度<br>(目標値) |
|----------|--------------------------|-------|-------|-------------------------|
| エネルギー消費量 | 83.8                     | 71.0  | 70.6  | 75.2                    |

平成30年度(2018年度)の1世帯あたりのエネルギー消費量は、70.6GJ(ギガジュール)で、基準年度(平成22年度(2010年度))と比較して15.8%減少しており、家庭内における省エネルギーが一定程度定着しているものと考えられます。

◆市域におけるエネルギー消費量（推計値）の推移（単位：左軸 TJ、右軸 GJ）



## 2 温室効果ガス排出量削減等に向けた取組

主な取組実績（令和3年度）は次のとおりです。

### (1) 再生可能エネルギーの普及拡大

特集「再生可能エネルギー推進事業」（73～78 ページ）を御覧ください。

### (2) 地域版環境マネジメントシステムの推進

特集「地域版環境マネジメントシステム」（81～82 ページ）を御覧ください。

### (3) 電気自動車・プラグインハイブリッド車の普及促進

特集「電気自動車推進事業」（83～84 ページ）を御覧ください。

### (4) 「会津若松エコドライブ宣言」の推進

消費燃料量や温室効果ガス排出量の削減につながるエコドライブの方法を示した「エコドライブ10のすすめ」のうち、3つ以上の取組を実践し、自主的にエコドライブに取り組むことを宣言する市民や事業所等を広く募集し、エコドライブの推進を図っています。

【会津若松エコドライブ宣言者数

（令和3年度末現在）】

■個人 243名

■事業所等 11事業所 171名

（合計414名）



宣言者にはエコドライブステッカーを贈呈しています

**特集 「再生可能エネルギー推進事業」****(担当課：環境生活課)**

本市では、古くから猪苗代湖や阿賀野川水系を利用した水力発電が行われており、平成24年度（2013年度）には、山林の未利用材を利用したバイオマス発電所が発電を開始したほか、豊かな自然を活かした太陽光発電所や風力発電所も稼働しており、再生可能エネルギーの普及が進んでいます。

市では、自然環境の保全と事業活動の調和を図りながら、再生可能エネルギーの普及拡大を進めることで、温室効果ガス排出量の削減を通じ、持続的発展が可能なまちづくりを推進しています。

令和3年度末現在、市内の再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電）の設備容量の合計は228,791kW、年間発電量の合計は758,626,081kWhになると推計され、これは一般家庭189,656世帯分の年間電力使用量をまかなえる量に相当します。

※1世帯当たりの年間の電力使用量を4,000kWhで試算しています。

**◆市内の再生可能エネルギー施設の発電状況**

|            | 平成22年度       |              | 令和3年度        |              |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|            | 設備容量<br>(kW) | 発電量<br>(kWh) | 設備容量<br>(kW) | 発電量<br>(kWh) |
| 太陽光発電（事業用） | 375          | 331,511      | 32,150       | 28,785,612   |
| 太陽光発電（住宅用） | 2,007        | 1,775,157    | 10,399       | 9,190,769    |
| 風力発電       | 3            | 0            | 16,006       | 41,000,000   |
| 水力発電       | 163,350      | 639,762,140  | 164,461      | 639,058,400  |
| バイオマス発電    | 0            | 0            | 5,775        | 40,591,300   |
| 計          | 165,735      | 641,868,808  | 228,791      | 758,626,081  |

※発電量は年間予測発電量等に基づく推計値です。

**■ 参 考 ■ 再生可能エネルギーの種類**

再生可能エネルギーは、エネルギー源等に応じて、次のように分類されています。

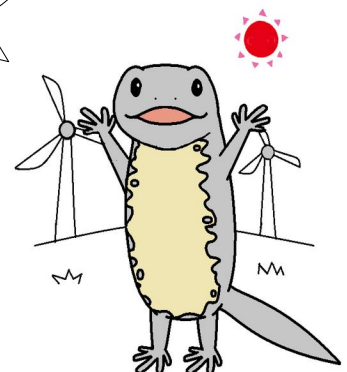
**<発電分野>**

- ・太陽光発電
- ・風力発電
- ・水力発電
- ・地熱発電（バイナリー発電を含む）
- ・バイオマス発電（木質、食品残渣、ガスなど）

**<熱利用分野>**

- ・太陽熱利用
- ・温度差熱利用（地中熱、雪氷熱など）
- ・バイオマス熱利用

再生可能エネルギーにも  
いろいろな種類があるん  
だね！



◆市内の主な再生可能エネルギー発電施設

太陽光発電



名 称 ナリ会津太陽光発電所  
所在地 河東町八田  
事業者 会津ソーラーエネルギー合同会社  
設備容量 20,400kW



名 称 大戸町第1・第2発電所  
所在地 大戸町舟子  
事業者 S E エナジー株式会社  
設備容量 約2,400kW (約1,200kW×2箇所)

風力発電



名 称 会津若松ウィンドファーム  
所在地 東山町(背あぶり山)  
事業者 コスモエコパワー株式会社  
設備容量 16,000kW (2,000kW×8基)

小水力発電



名 称 会津電力戸ノ口堰小水力発電所  
所在地 一箕町八幡  
事業者 会津電力株式会社  
設備容量 31.4kW

木質バイオマス発電



名 称 グリーン発電会津 会津河東発電所  
所在地 河東町工業団地  
事業者 株式会社グリーン発電会津  
設備容量 約5,700kW

## 1 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組

主な取組実績（令和3年度）は次のとおりです。

### (1) 住宅用太陽光発電システム等設置補助金

市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減とともに、環境保全についての意識啓発を図ることを目的に、住宅等に太陽光発電システム（10kW未満）を設置した市民を対象に、平成22年度より補助金を交付しています。

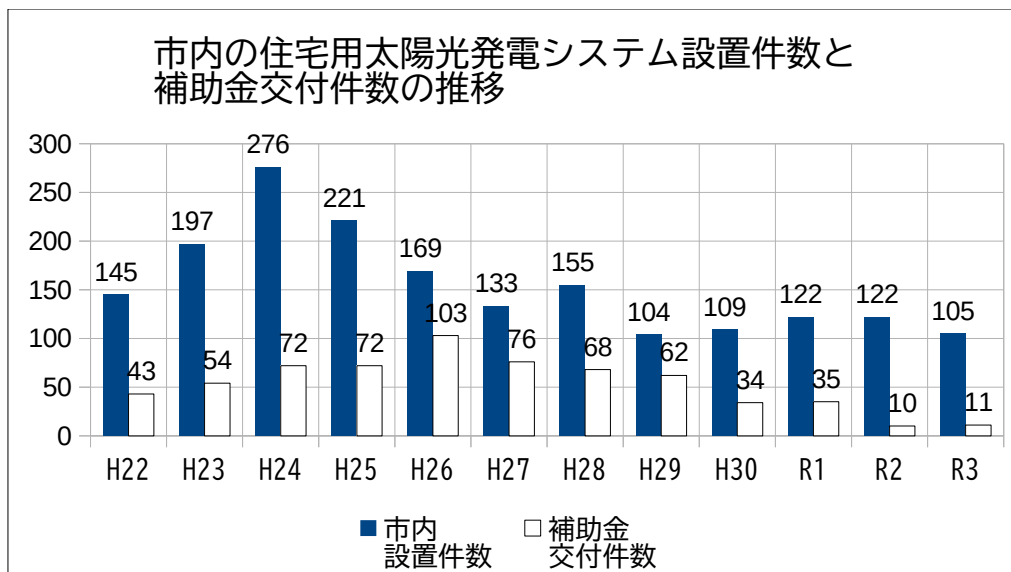
令和3年度は、補助要件を変更し、住宅用蓄電池またはV2H（電気自動車用充給電設備）を太陽光発電システムと同時に設置することを条件に、補助額を1kWあたり2万円としました。令和3年度は計11件の住宅等に補助金を交付しました。

#### 【令和3年度補助実績】

|       |                   |
|-------|-------------------|
| ■補助単価 | 1kWあたり2万円（上限4kW分） |
| ■交付件数 | 11件               |
| ■補助総額 | 800千円             |



#### ◆市内の住宅用太陽光発電システム設置件数および補助金交付件数の推移



#### ■ 参 考 ■ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成21年（2009年）に開始された太陽光発電による電力の固定価格買取制度（※）のうち、住宅用の太陽光発電（10kW未満）は買取期間が10年間とされており、令和元年（2019年）以降、順次買取期間が満了を迎えています。

買取期間の満了を迎えた住宅用太陽光発電システムを設置している方は、法律に基づく固定価格買取制度の対象とはならないため、改めて電力の買取契約を締結するか、蓄電池や電気自動車等との組み合わせにより、電力を自家消費するか選択する必要があります。

なお、市では、こうした状況を踏まえ、住宅用太陽光発電システム設置補助金の見直しを行い、令和2年度より補助要件等を一部変更しました。

※平成21年（2009年）から開始された余剰電力買取制度は、平成24年（2012年）に固定価格買取制度（FIT制度）に統合されました。

## (2) 普及啓発活動

市では、背あぶり山レストハウス内に、風力発電をはじめとする再生可能エネルギー等に関する情報をまとめたパネルを展示するなど再生可能エネルギーへの理解促進や意識高揚に向けた普及啓発活動を行っています。

※冬期間（11月～4月ごろ）は背あぶり山レストハウスの閉鎖により、パネル展示は休止しています。



背あぶり山レストハウス パネル展示



環境教室

## (3) 「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」の策定

市では、木質バイオマス発電所による再生可能エネルギーの普及拡大と林業振興のさらなる推進を図るため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）に基づき、令和2年1月、「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」を策定しました。

なお、本基本計画の策定にあたっては、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、発電事業を行う事業者や関係農林漁業者、地域住民、学識経験者等を構成員として設立された会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会において、基本計画の内容などについて協議を行いました。

### 【「会津若松市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画」の概要】

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| ■対象区域           | 河東町工業団地 ほか                        |
| ■対象とする再生可能エネルギー | 木質バイオマス発電（5,700kW）                |
| ■農林漁業の発展に資する取組  | 地域の山林未利用材等を林業従事者から安定的かつ長期的に買い取る取組 |



会津若松市農山漁村再生可能エネルギー法協議会での協議

#### (4) 横浜市との「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」

市では、平成31年2月、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の理念に基づき、相互の連携を強化しながら、脱炭素化の実現に向け、再生可能エネルギーの活用を通じた取組を推進するため、横浜市と「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結しています。

令和3年度には、連携協定に基づき、地方で発電された再生可能エネルギーを供給する仕組が構築され、これにより、会津若松市内の風力発電所「会津若松ウィンドファーム」で生み出される電気の一部が、令和3年8月以降、横浜市内7事業者に供給されています。なお、この仕組により供給された電気代の一部は、地域活性化資金として活用されているほか、両市の団体などにおいて、交流が行われています。

##### 【連携協定の概要】

- 再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関すること
- 脱炭素化の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出に関すること
- 再生可能エネルギー及び地域循環共生圏の構築に係る国等への政策提言に関すること



再生エネ需給開始式



横浜市・協定締結自治体との情報交換

#### (5) 京都市との「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」

横浜市との協定と同様に、令和3年9月、京都市との間でも「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」を締結しています。また、この連携協定に基づき、会津若松市内の風力発電所「会津若松ウィンドファーム」で生み出される電気の一部が、京都市内に供給されています。なお、この仕組により供給された電気代の一部は、地域活性化資金として活用されています。



京都市との協定締結式

### ■ 参 考 ■ 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた国県の動向

国では、平成30年(2018年)7月に策定した「第5次エネルギー基本計画」の中で、温室効果ガス排出量削減に向けた方策として、再生可能エネルギーの普及拡大について、「経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す」とし、最大限の導入を掲げています。

県では、平成31年(2019年)3月に策定した「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン(第3期)」において、2040年ごろを目途に県内のエネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーとするという数値目標を掲げています。

### ■ 参 考 ■ 「会津若松市第2期環境基本計画(改訂版)」における再生可能エネルギーの普及拡大に向けた数値目標と実績

市では、「会津若松市第2期環境基本計画(改訂版)」において、再生可能エネルギーの普及拡大に向け市域の一次エネルギー需要(市内におけるエネルギー消費量)に占める再生可能エネルギーの供給量の割合や再生可能エネルギー発電施設の設備容量について、平成22年度(2010年度)を基準年度とした令和5年度(2023年度)の数値目標を定めています。

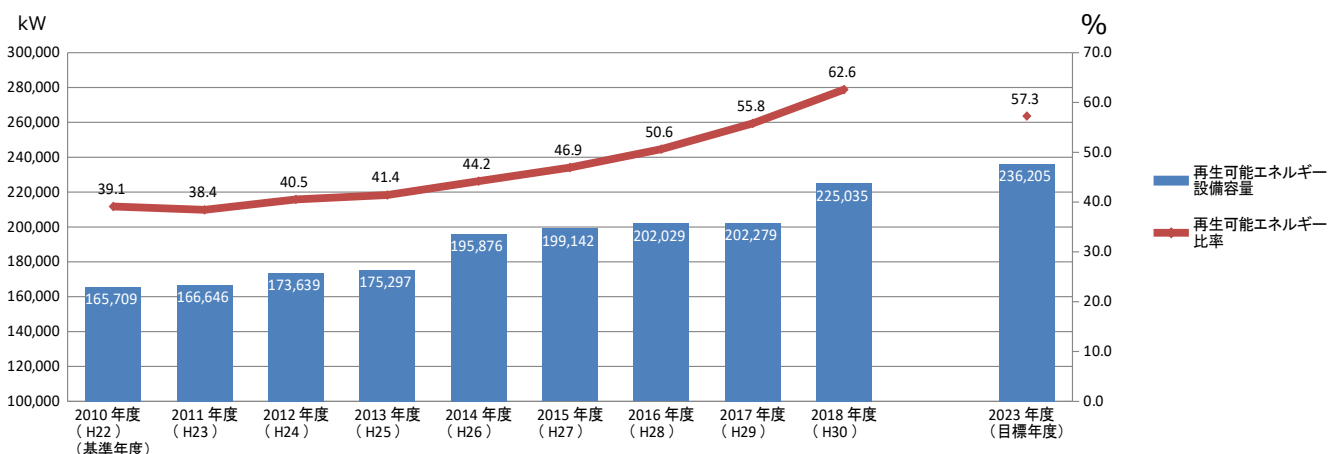
なお、以下では、推計に使用する各種統計の都合上、平成30年度(2018年度)の実績値を最新データとして掲載しています。

#### ◆市域における一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの供給量の割合・再生可能エネルギー発電施設の設備容量の目標と実績(推計値)

| 年度     | 【基準年度】<br>H22(2010)年度<br>(基準値) | H29(2017)<br>年度 | H30(2018)<br>年度 | 【中間年度】<br>H30(2018)年度<br>(中間目標) | 【目標年度】<br>R5(2023)年度<br>(目標値) |
|--------|--------------------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 供給量の割合 | 39.1%                          | 55.8%           | 62.6%           | 51.0%                           | 57.0%                         |
| 設備容量   | 165,709kW                      | 202,279kW       | 225,035kW       | 206,321kW                       | 236,205kW                     |

#### ◆市域における一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの供給量の割合・再生可能エネルギー発電施設の設備容量の推移(推計値)

市域における再生可能エネルギー設備容量・  
エネルギー需要に占める再生可能エネルギー比率の推移



## 特集 「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の推進」 (担当課：環境生活課)

市の管理する施設や事務事業から排出される温室効果ガス削減のため、平成18年度に「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定しました。

平成23年度に第2期計画、平成28年度に第3期計画、令和3年度に第4期計画を策定しており、現在は、第4期計画に基づき、省エネ対策を推進しています。

### 【第4期会津若松市地球温暖化対策推進実行計画の概要】

- 計画期間… 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
- 削減目標… 平成25（2013）年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに50%削減することを目標とする。

### 【令和3年度の主な取組】

- ごみ減量化  
紙文書を安易に焼却するのではなくリサイクルに努め、特に機密文書については極力シュレッダーで裁断・資源化するよう周知しました。
- 設備更新・改修の取組  
省エネ法の「中長期計画書」に基づき、各施設の省エネに向けた設備改修を行いました。
- 公用車の取組  
新採用職員等に対し、エコドライブについての研修を実施しました。
- 環境マネジメントシステムによる取組  
省エネルギー・省資源の取組やエコドライブについて研修及び周知し、庁内において実施しました。

### 【令和3年度の温室効果ガス排出量の実績】

令和3年度の市の施設や事務事業から排出された温室効果ガス排出量は、基準年度比で25.1%削減（昨年度比1.7%増）することができました。

基準年度比で温室効果ガス排出量が増加した項目は、軽油及び生活排水処理等です。軽油については、例年より降雪量が多く、除雪機等の稼働時間が増加したことが主な要因と考えられます。生活排水処理等については、生活環境や自然環境の保全の観点から、農業集落排水処理施設や浄化槽の整備を進めていることが主な要因と考えられます。

昨年度比で温室効果ガス排出量をエネルギー種別に見ると、A重油や液化石油ガス、ガソリン天然ガスは削減されました。これは感染症対策により公用車の使用頻度が減少したことや体育館の利用頻度の減少により空調の稼働時間が減少したことが主な要因と考えられます。

一方で、電気や灯油、都市ガス、軽油においては、温室効果ガス排出量は増加しました。これは、小中学校において冷暖房機器の設置が進んでいることや、猛暑・厳冬により冷暖房機器等の使用頻度が増加したこと、また、降雪量が増加により除雪機の稼働時間が増加したことが主な要因と考えられます。

◆市の管理する施設や事務事業から排出される温室効果ガス排出量の状況

C02 排出量 (kg-C02)

|                 | 項目          | 電気<br>(Kwh) | 灯油<br>(ℓ) | A重油<br>(ℓ) | 都市ガス<br>(㎡) | 液化石油<br>ガス<br>(㎡) | ガソリン<br>(ℓ) | 軽油<br>(ℓ) | 天然ガス<br>(㎡) | 生活排水<br>処理等 | 合計         |
|-----------------|-------------|-------------|-----------|------------|-------------|-------------------|-------------|-----------|-------------|-------------|------------|
| 排出量<br>(kg-C02) | R3          | 9,059,858   | 2,207,941 | 266,583    | 339,555     | 392,063           | 180,426     | 212,873   | 535         | 884,548     | 13,544,383 |
|                 | R2          | 8,853,121   | 2,155,413 | 305,238    | 317,594     | 412,180           | 193,623     | 161,467   | 682         | 918,625     | 13,317,942 |
|                 | R2年度比       | 2.3%        | 2.4%      | -12.7%     | 6.9%        | -4.9%             | -6.8%       | 31.8%     | -21.6%      | -3.7%       | 1.7%       |
|                 | H25<br>(基準) | 11,767,520  | 3,310,238 | 904,276    | 436,651     | 461,909           | 203,545     | 199,517   | 835         | 806,783     | 18,091,273 |
|                 | 基準比         | -23.0%      | -33.3%    | -70.5%     | -22.2%      | -15.1%            | -11.4%      | 6.7%      | -35.9%      | 9.6%        | -25.1%     |

これ以上、地球が暑くなったら困るモリン。



いいもりん

## 特集 「地域版環境マネジメントシステム」

(担当課：環境生活課)

地球温暖化の防止や資源の有効利用、環境負荷の低減、環境保全など、環境にやさしい学校づくりやライフスタイルづくりの取組を環境マネジメントシステムの手法を用い実践することで、次代を担う子供たちや市民、事業者の環境保全意識の向上を図っています。

### 1 「学校版環境マネジメントシステム」の取組

市内の小・中学校では、児童・生徒および教職員がそれぞれに目標を定めて、節電や節水、リサイクル、緑化や清掃など様々な環境にやさしい取組を行っています。

平成22年度末には、市内全部の小中学校（小学校20校、中学校13校）が市より学校版環境マネジメントシステム取得の認定を受けました。認定を取得すると、3年に1度の更新が必要となり、令和3年度は8校が更新審査を受け、全て更新認定されました。更新校認定登録証授与式では、各校の代表の児童・生徒が自分の学校の取組を発表しました。

また、更新校認定登録証授与式その他、生涯学習総合センターの市民ギャラリーにおいて、認定校同士の情報交換や、活動の普及拡大を目的に、各学校が作成した環境にやさしい取組状況についての壁新聞を掲示しました。

そのほか、「緑のカーテン」の取組を呼びかけ、市内全小中学校には朝顔、ゴーヤ等、つる性植物の種の配付及び、地球温暖化や緑のカーテンの仕組み、省エネ対策等についての環境教室を実施しました。



更新校認定登録証授与式  
(環境大賞表彰式と合同開催)

- 開催日：令和3年11月9日（火）
- 場 所：生涯学習総合センター
- 参加校：小学校4校、中学校4校



更新校認定登録証授与式において  
取組の内容が発表される

### 2 「家庭版環境マネジメントシステム～あいづわかまつエコクラブ～」の取組

各家庭で、省エネ活動やリサイクル活動を継続的に行い、地球温暖化の防止や資源の有効活用などの取組を行うことを宣言していただき、環境活動に協力いただくものです。

平成13年度に創設され、平成26年度に、現在の名称「あいづわかまつエコクラブ」に変更しました。令和3年度末現在、168世帯が「あいづわかまつエコクラブ」の会員となり、環境にやさしい取組を進めています。

【家庭向けエコセミナー】

令和3年度の家庭向けエコセミナーは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

3 「あいづわかまつエコ事業所」の取組

市内事業者の環境に対する意識の高揚及び取組の推進を図ることを目的に平成18年度に創設されました。

「あいづわかまつエコクラブ」と同様に、平成26年度に「あいづわかまつエコ事業所」と名称を変更しました。環境にやさしい取組を推進している事業所に対し認定証を交付し、市のホームページ等で紹介しています。令和3年度末現在、14事業所があいづわかまつエコ事業所の認定を受けています。

学校では・・・  
「学校版環境マネジメントシステム」



家庭では・・・  
「あいづわかまつエコクラブ」



事業所では・・・  
「あいづわかまつエコ事業所」



## 特集 「電気自動車推進事業」

(担当課：環境生活課)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減と「スマートシティ会津若松」の実現に向けた取組の一環として、環境にやさしい移動手段である電気自動車の普及促進を図っています。

これまで、電気自動車7台を公用車として導入し、日々の業務や災害時における非常用電源等として役立てるとともに、市役所本庁舎と北会津支所にそれぞれ急速充電器を設置して、市民や観光客の皆さんの利便性の向上に努め、電気自動車が普及しやすい環境づくりを進めています。

### 【会津若松市における電気自動車等の普及状況（令和3年度）】

|                 |      |
|-----------------|------|
| ■電気自動車台数        | 167台 |
| ■プラグインハイブリッド車台数 | 223台 |
| ■充電器設置数（一般家庭除く） | 36基  |

#### 1 公用車への電気自動車の導入

普段は、走行時に二酸化炭素を排出しない環境にやさしい公用車として電気自動車を使用しています。

また、燃料や電気が不足する災害時には、ガソリンに頼らない移動手段となるほか、庁舎の非常用電源としても使用することもできます。



環境にやさしい電気自動車

### 【電気自動車の導入による効果（令和3年度）】

市が導入している電気自動車7台（走行距離の合計19,746km）による二酸化炭素排出量等の削減効果は下記のとおりです。

|           |                                        |
|-----------|----------------------------------------|
| ■燃料代（電気代） | 約148,333円の削減（削減率69.3%）                 |
| ■二酸化炭素排出量 | 約1,099kg-CO <sub>2</sub> の削減（削減率35.9%） |

※二酸化炭素排出量は、二酸化炭素排出係数：0.519kg-CO<sub>2</sub>/kWh、電気代は、夏季：16.82円/kWh、その他季：15.62円/kWhで計算しています。

※比較対象は、燃費：15km/ℓのガソリン車とし、ガソリン代：162.5円/ℓ、排出係数：2.322kg-CO<sub>2</sub>/ℓで計算しています。

## 2 庁舎への急速充電器の設置

環境にやさしい電気自動車の普及とその充電インフラの整備拡大に向けて、本庁舎と北会津支所に各1基急速充電器を設置しています。この急速充電器は、どなたでもご利用いただくことができます（充電1回あたり、500円の協力金をお願いしています）。

※本庁舎の急速充電器については本庁舎建て替え工事に伴い令和4年5月より提供を停止しています



急速充電器（本庁舎）



急速充電器（北会津支所）

## 3 Vehicle to Home（V2H）の設置

V2Hは、電気自動車への充電だけでなく、電気自動車から建物側へも電力を供給することができる機器です。

この機器を本庁舎、上下水道局庁舎、北会津支所、河東支所に設置し、災害時（停電時）に、電気自動車から各施設に電力を供給できる仕組みを構築しています。

※本庁舎のV2Hについては本庁舎建て替え工事に伴い令和4年5月より使用を停止しています



電気自動車から建物に給電もできるV2H

## 基本目標4 環境保全をともに学び、協働するまちをつくる

本市には、美しく豊かな自然と、先人によって培われてきた歴史・伝統・文化とそれらが調和した景観など、誇るべき資源が数多くあります。

わたしたちは、これらを後世に伝え、望ましい環境像を実現していくために、市民・事業者・行政等の多様な主体が手を携えながら、環境に配慮した生活や事業活動などに主体的・積極的に取り組む必要があります。

そのため、それぞれの主体が環境保全活動に対する意識を高め、行動できるよう、環境教育・学習を推進するとともに、情報提供や活動支援を行うなど、主体間の連携を図り、協働して環境の保全及び創造に取り組むまちをつくりまします。

個別目標4-1 みんなで考え、みんなで学ぶまち

個別目標4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち

### 環境目標 令和3年度実績



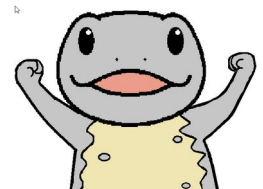
| 個別目標 | 環境目標                 | 目標値と実績値 |      |      |        | R3実績値の評価・分析 |         |
|------|----------------------|---------|------|------|--------|-------------|---------|
|      |                      | 現状値     | 実績値  |      | 目標値    | 前年度との比較     | 目標値達成状況 |
|      |                      | H24     | R2   | R3   | R5     |             |         |
| 4-1  | 環境教室（子ども向け・市民向け）参加者数 | 117名    | 47名  | 69名  | 450名   | ↗           |         |
|      | 環境関連の出前講座の実施回数       | 37回     | 11回  | 23回  | 50回    | ↗           |         |
| 4-2  | 環境関連イベントの参加者数        | 5,191名  | 0名   | 98名  | 7,000名 | ↗           |         |
|      | 公園等緑化愛護会数            | 84団体    | 72団体 | 72団体 | 85団体   | →           |         |

### 評価

環境教室などの環境教育や、市民や事業者の皆様との協働活動については、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症対策のため中止・縮小した活動が多く、現在は改善傾向にありますが、環境目標はいずれも目標達成に至っていません。

先人が残してくれた豊かな自然を守り、次の世代に引き継いでいくためには、市民の皆様との環境保全意識の醸成と、行政と市民・事業者の皆様との連携・協働は必要不可欠であり、今後は、環境教室やイベント等への参加者数の増を図るため、より効果的な実施手法や広報方法などを検討する必要があります。

みんなで環境を  
良くしよう！



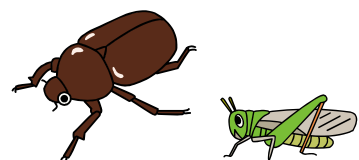
## 環境施策 令和3年度取組実績

## 個別目標4-1 みんなで考え、みんなで学ばまち

◇市民、事業者、市民団体等と連携し、環境学習を推進します

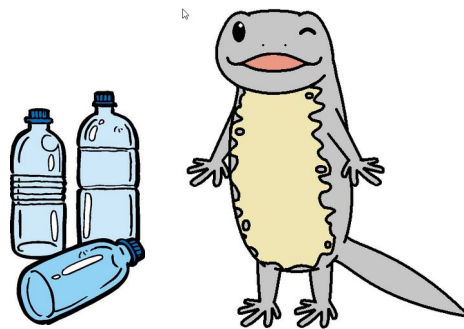
| 実施事項〔担当所属〕                | 事業概要                                                                                        | R3年度事業実績                                                                                                                         |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森林環境整備（交付金）事業<br>〔農林課〕    | ・森林を全ての県民（市民）で守り育てる意識の醸成と森林環境の保全を行うための事業を実施する。                                              | ・市立学校全29校による森林環境学習を実施<br>・県産材の利活用（都市公園1箇所、認定こども園4箇所）<br>・ペレットストーブの導入（市立中1校、6台）                                                   |
| 「市民と共生の森の会」支援事業<br>〔農林課〕  | ・市民ボランティア団体「市民と共生の森の会」による「森林エコ・カル子どもクラブ」への指導を行う。                                            | ・森林エコ・カル子どもクラブ全3回開催、のべ36名参加                                                                                                      |
| 森林環境学習事業<br>〔学校教育課〕       | ・市立学校の児童生徒を対象に、災害防止や地球温暖化防止など森林の持つ様々な役割と林業について学習する機会を提供し、これらに対する理解を深める。                     | ・市立学校全29校において、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、無事に事業を完了できた。各学校で様々な時間・場所・手法を用いて森林環境について理解を深めることができた。また、県に対し、市立幼稚園・小中学校教育研究会より29校分の実施報告書を提出した。 |
| 各種環境教室や環境講座の実施<br>〔環境生活課〕 | ・地球環境を守り、豊かな自然等を次世代に残していくため、子どもたちを含めた市民の方々を対象に、各種環境教室を開催し、市全体の環境を守る意識を啓発する。                 | ・こども環境教室<br>エコろうそく作り<br>開催日 11月20日参加者 21名<br>・自然環境教室<br>開催日 7月22日、11月23日（計2回）<br>参加者数 計48名                                       |
| こどもエコクラブ<br>〔環境生活課〕       | ・こどもたちのエコ活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心と問題解決のために自ら考えて行動する力を育み、地域単位で環境保全の幅を広げる。                | ・地方事務局として、加入案内等の広報を行った。                                                                                                          |
| こどもエコクラブ<br>〔こども保育課〕      | ・児童館において、ゴミの分別実習、隣接児童公園での自然観察や清掃等を通じて身近な自然環境の大切さ等の意識啓蒙を行う。                                  | ・児童館において、ゴミの分別実習、隣接児童公園での自然観察や清掃等を行った。また、それらの実践を通して身近な自然環境の大切さ等の意識啓蒙を行った。<br>・城前児童センターで、廃材でコースター作りを実施した。                         |
| ホタル祭り<br>〔北会津支所まちづくり推進課〕  | ・ホタル観賞会をはじめ、農産物等の直売「ホタル市」、住民手づくりによるステージイベントや来場者参加型のイベント等の様々な催しにより、交流人口の増加につなげ、地域の賑わいの創出を図る。 | ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度に引き続き中止とした。<br>・感染状況からホタル観賞案内についても人員を配置せず看板の設置のみを行った。                                                     |

| 実施事項〔担当所属〕                      | 事業概要                                                                                                                        | R3年度事業実績                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| げんき塾<br>〔一箕公民館〕                 | ・自然や文化に触れ、親しみながら体験する学習活動とおして、地域の将来を担う子どもたちの養成と、集団活動の中で支えあい協力しあえる子どもの成長に寄与することを目指すし、子どもたちの校外活動の一翼を担う機会とする。                   | ・新型コロナウイルス感染症予防のため、予定していた7回の事業は取止め、単発の事業として3回開催した。このため、環境学習は割愛した。<br>参加者数 のべ28名                                                                                             |
| ふれあいウォーキング<br>〔河東公民館〕           | ・ウォーキングを通して自然に親しむ心を養うとともに、健康の保持・増進を図る。                                                                                      | 令和元年度をもって終了としたため実施なし。                                                                                                                                                       |
| 週末親子チャレンジ<br>〔北公民館〕             | ・自然体験や創作活動など多彩な活動を通じて、親子のコミュニケーションを図る。                                                                                      | ・令和3年6月～12月まで5回講座を開催し、うち7月に「会津自然の家」で自然体験講座を実施した。<br>・参加者は13組33名（小学生と保護者）<br>・内容はカヌー、UFOゴルフ、草ソリ遊び等の自然と触れ合う体験活動を通して環境保全への興味関心を育む機会を提供した。                                      |
| 環境フェスタの開催<br>〔環境生活課〕            | ・市民が豊かな自然にふれあい、学べる機会を創出するとともに、環境保全活動を実践する団体等のネットワークを形成する。                                                                   | ・環境フェスタ特別企画「もったいないを学ぼう！」を開催し、市民の環境保全への意識の高揚を図った。<br>開催日 令和4年1月9日<br>参加者数 80名                                                                                                |
| 施設情報の提供<br>〔まちづくり整備課〕           | ・継続して施設やイベント紹介の実施を指導していく。                                                                                                   | ・指定管理者独自のホームページ等で、施設やイベント紹介など、年間を通して実施した。                                                                                                                                   |
| 観光施設の情報の提供<br>〔観光課〕             | ・各種パンフレットやホームページ、SNS等の各媒体を用い、魅力ある観光情報を発信していく。                                                                               | ・極上の会津やあいばせのパンフレット、若松つつんのSNSで自然の魅力をPRした。                                                                                                                                    |
| 環境関連図書などの資料整備事業<br>〔生涯学習総合センター〕 | ・環境関連図書の購入に努めるとともに、継続して、小学校に対し学校支援図書セットの広報に取り組む。<br>・また、環境生活課と連携し、環境月間に合わせて、図書館内一般図書展示コーナーにおいて環境関連図書やポスター等を展示し、市民への啓発を実施する。 | ・児童書から一般書まで環境関連図書の購入に努め、市民の利用に供した。また、小学校を対象とした調べる学習用の学校支援図書セットの中で、環境問題をテーマとしたセットの貸出を行った。<br>・環境生活課と連携し、環境月間に合わせて6月に図書館内一般図書展示コーナーにおいて、環境関連図書（122冊）やパンフレット等を展示し、市民への啓発を実施した。 |



## ◇環境に関する情報を提供します

| 実施事項〔担当所属〕                       | 事業概要                                                                | R3年度事業実績                                                                                                            |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「会津若松市の環境」の発行等による情報提供<br>〔環境生活課〕 | ・毎年度、環境基本計画に基づく主な施策の実績報告等を掲載した「会津若松市の環境」を発行し、本市の環境の現状や取組内容について周知する。 | ・令和3年12月に、令和3年度版（令和2年度実績報告）を発行した。庁内をはじめ、各区長、環境美化推進協議会等へ配付し、支所や公民館に設置を依頼した。また、市のホームページにも掲載し、希望者に対しては冊子を配布した。         |
| ホームページの掲載等、広報活動の推進<br>〔環境生活課〕    | ・市民や事業所に必要とされる環境に関する情報を市のホームページや市政だよりに掲載する。                         | ・市ウェブサイト、市政だより、出前講座、イベント（環境フェスタ特別企画）での広報活動を行った。                                                                     |
| ごみの正しい分別の仕方等の情報提供<br>〔廃棄物対策課〕    | ・「家庭ごみの正しい分け方・出し方（カレンダーに付属）」の全戸配付、市ホームページへ掲載する。                     | ・「家庭ごみの正しい分け方・出し方（カレンダーに付属）」を全戸配付し、市ホームページへ掲載した。<br>・あわせて、「家庭ごみ分別辞典」「LINE de ちゃチャットお問合せサービス」「福島県環境アプリ」を市ホームページ等で紹介。 |



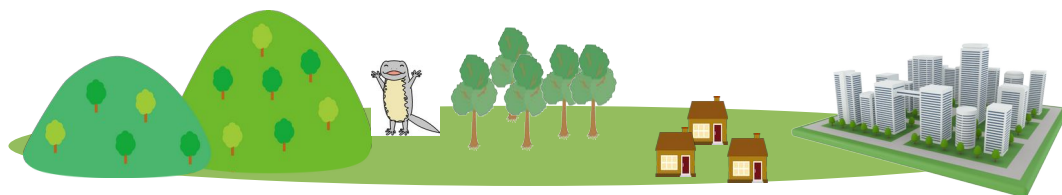
## 個別目標4-2 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち

## ◇市民協働を推進します

| 実施事項〔担当所属〕                       | 事業概要                                                                                       | R3年度事業実績                                                   |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 歴史的景観指定建造物の指定<br>〔都市計画課〕         | ・本市の歴史や文化等に根差した重要な歴史的建造物等を歴史的景観指定建造物に指定、支援することにより、会津若松らしい景観の形成を推進する。                       | ・指定建造物 0件<br>・登録建造物 7件<br>・修景等への助成 4件                      |
| 中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業の実施<br>〔商工課〕 | ・中心市街地活性化基本計画に掲げる事業の推進に向け、中心市街地活性化協議会をはじめ、関係機関、事業主体等との協議調整を図り、快適で利便性の高い、魅力あふれるまちづくりを推進します。 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の活動ができなかったが、これまで実施した板塀や植樹等の維持管理に努めた。 |
| 景観まちづくり協定地区の認定<br>〔都市計画課〕        | ・建物の形態や色彩、緑化等についてルールを作り、各通りや地区の個性を活かしたまちづくりに取り組む地区を景観まちづくり協定地区として認定し、取組を支援する。              | ・修景等への支援 4件<br>・新たな景観協定 0件                                 |

## ◇環境意識の醸成

| 実施事項〔担当所属〕                           | 事業概要                                                            | R3年度事業実績                                                                          |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 地区環境美化推進協議会、クリーンふくしまへの支援<br>〔廃棄物対策課〕 | ・各地区環境美化推進協議会（18地区）へ支援・補助する。<br>・クリーンふくしま運動推進事業へ参加する。           | ・各地区環境美化推進協議会（18地区）へ支援・補助する。<br>・クリーンふくしま運動推進事業へ参加した。                             |
| 自動販売機設置に対する指導<br>〔廃棄物対策課〕            | ・会津若松市生活環境の保全等に関する条例に基づき、自動販売機設置届出及び回収容器の設置の徹底を指導する。            | ・設置台数 1,275台<br>・届出数 1,219台<br>・回収容器設置数 1,183台                                    |
| 美しい会津若松景観賞の表彰の実施<br>〔都市計画課〕          | ・会津若松らしい良好な景観を表彰することにより、景観に対する市民意識の醸成、向上を図る。                    | ・景観認定件数 6件                                                                        |
| 環境大賞の実施<br>〔環境生活課〕                   | ・日ごろから積極的に環境保全活動に努めている市民や団体を顕彰することで、市民の環境保全意識の向上と環境保全の取組の促進を図る。 | ・日ごろから環境活動に尽力している個人2件を表彰した。<br>・また、受賞者の活動については、ホームページや区長及びエコクラブの会員宛にチラシを配付し、周知した。 |



| 実施事項〔担当所属〕                                | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                     | R3年度事業実績                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水道週間児童生徒作品展の実施<br>〔上下水道局総務課〕              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道に関する作品づくりを通じて、水道が健康で文化的な生活を支える基礎的で重要なインフラであることを改めて認識するとともに、市民の水道事業への理解と関心の向上を図る。</li> <li>・入賞した作品と児童生徒について、児童生徒作品展及び表彰式を実施する。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年7月28日文化センター文化ホールにて表彰式実施</li> <li>・例年実施している児童生徒作品展は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中止。</li> </ul> <p>※応募作品総数 4,075 点、入賞作品数 188 点</p>                                                                                                 |
| 市営駐輪場の放置自転車撤去<br>〔危機管理課〕                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・春秋2回駐輪場等の放置自転車撤去を行うとともに、高校生等への指導を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月に164台、10月に141台の放置自転車を撤去した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 各種事業における持ち帰り運動の推進<br>〔スポーツ推進課〕            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の良い環境維持のため、大会規模等に応じたゴミ持ち帰りと適切な収集の仕方を検討・実施する。</li> </ul>                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各種大規模大会が中止となり、事業を実施することができなかった。</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議<br>〔環境生活課〕              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民環境の保全等に関する条例」に規定されている禁止行為（ポイ捨て・犬ふん放置等）の周知徹底のため、関係機関、関係団体及び市民が共同し、ポイ捨て・犬ふんに関するモラル・マナーの向上に取り組み、美しく住み良いまちづくりを目指す。</li> </ul>                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防注射会場において、犬ふん回収袋付きチラシ配布による啓発を実施した。（春264枚）</li> <li>・犬ふん及びポイ捨て禁止看板を無償配布した。（ポイ捨て6枚、犬ふん23枚）</li> </ul>                                                                                                                     |
| 不法投棄監視員及び生活環境保全推進員によるパトロールの実施<br>〔廃棄物対策課〕 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄監視員と生活環境保全推進員による不法投棄、ポイ捨て、犬ふん放置防止パトロールを実施する。</li> </ul>                                                                                                                                      | <p>【パトロール実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄監視員 16名<br/>460回</li> <li>・生活環境保全推進員 32名<br/>1,554回</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 犬ふん放置防止の周知活動<br>〔健康増進課〕                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の登録時に「愛犬の手引き」を渡し周知を図る。</li> <li>・会津保健所主催の「飼い犬のしつけ方教室」の案内を行う。</li> <li>・予防注射実施通知に放置防止のチラシを同封し啓発を行う。</li> <li>・犬ふん放置者が特定した場合には、保健所と連携して飼い主に対して指導する。</li> <li>・犬ふん放置禁止の看板を設置希望の市民に配布する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の登録時に「愛犬の手引き」を渡し周知を図った。424冊</li> <li>・予防注射実施通知に放置防止のチラシを同封し啓発を行った。</li> <li>・犬ふん放置者が特定した場合には、保健所と連携して飼い主に対して指導を行った。</li> <li>・犬ふん放置禁止の看板を設置希望の市民に配布した。</li> <li>・会津保健所主催の「飼い犬のしつけ方教室」については開催されなかったため、案内を行っていない。</li> </ul> |

## 特集 「環境フェスタ特別企画の開催」

(担当課：環境生活課)

## ■環境フェスタの開催

市民の環境問題に対する意識高揚を目的に、毎年、市内の環境団体等で構成される実行委員会により、「環境フェスタ」が開催されています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小して「環境フェスタ特別企画」を開催しました。

市では、より良い生活環境を創出するとともに、自然豊かな環境を次の世代に継承するため、市民一人ひとりが環境について学べる機会となるよう、さらには環境保全に取り組む市民団体等の相互交流が図れるよう、実行委員の活動を支援しています。

会津若松市環境フェスティバル実行委員会主催  
環境フェスタ特別企画  
**もったいないを学ぼう！**  
今、問題となっている食品ロス、昔話から学べるエコを通して「もったいない」を学んでみよう！

**開催日時** 令和4年1月9日(日) 10:00~16:00  
**会場** 生涯学習総合センター(多目的ホール)  
**講演内容** ※手話通訳付き

① 10:10~11:00  
講演「もったいないを学ぼう！」(食品ロスを学ぼう！)  
講師：左 一八 教授(会津大学短期大学部)

② 11:10~12:00  
講演「もったいないを学ぼう！」(昔話から学べるエコ)  
講師：中川 啓子 さん(あしたほの会 代表)

③ 13:00~14:40  
環境フェスティバル実行委員会の取組紹介  
※ 来場者にはエコバッグをプレゼント！  
発表：福島大学沼田ゼミの学生の皆さん  
紹介団体：サンフラワーの会、タオル帽子会あいづもったいない会津、荒川産業(株)、(株)南道測量  
NPO法人福島県環境カウンセラー協会、上下水道局総務課  
産業物対策課、環境生活課

④ 14:50~15:20  
講演「ごみの減量について」  
講師：会津若松市廃棄物対策職員

⑤ 15:30~16:00  
講演「地球温暖化対策について」  
講師：会津若松市環境生活課職員

**定員** 各講演100名 ※参加は無料です。  
※事前予約で定員に達した場合は当日受付はできません。

**対象** 環境に関心のある方

**申込方法** 裏面の申込用紙を御覧ください  
共催：会津若松市 後援：福島大学

## 【令和3年度の実績】

- 開催日：令和4年1月9日(日)
- 会場：生涯学習総合センター
- 来場者数：88名

令和3年度の  
環境フェスタ  
特別企画のチ  
ラシです

## ◆環境フェスタ特別企画の様子



## 特集 「各種環境教室・環境講座・生涯学習出前講座の実施」 (担当課：環境生活課)

地球環境を守り、豊かな自然等を次世代に残していくため、子どもたちを含めた市民の方々を対象に、各種環境教室を開催し、市全体の環境を守る意識の啓発に努めています。

### 【各種環境教室の開催概要】

#### 1 こども環境教室 ～エコろうそくをつくろう！～

■開催日：令和3年11月20日（土）

■場 所：生涯学習総合センター（會津稽古堂）  
1階 キッチンスタジオ

■参加者：8世帯21名

■内 容：廃食用油を使ったろうそくの作成

■講 師：環境生活課職員



ろうそく作りの様子

#### 2 親子環境教室 ～再生可能エネルギー見学バスツアー～

■天候不良により中止しました。

#### 3 自然環境教室 身近なムシたち

■開催日：令和3年7月22日（木・祝）

■場 所：子どもの森周辺

■参加者：24名

■内 容：観察会 子どもの森周辺の昆虫

■講 師：五十嵐 悟 先生



講師の説明を聞く参加者

#### 4 自然環境教室 鶴ヶ城野鳥観察会

■開催日：令和3年11月23日（月・祝）

■場 所：鶴ヶ城公園及び文化センター

■参加者：24名

■内 容：座学 会津若松市の野鳥  
観察会 鶴ヶ城の野鳥観察会

■講 師：満田 信也 先生



野鳥観察の様子

#### 5 自然環境教室 フィールドサイン観察会

■コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止しました。

## 6 生涯学習出前講座の実施

市では、市民を対象に「自主的、主体的な学習活動」を支援するため、市職員が講義や説明を行う生涯学習出前講座を実施しています。

### 令和3年度 生涯学習出前講座一覧（環境関連講座）

|    | 講座名                   | 内容                                                               | 時間               | 対象           | R3<br>実施<br>回数 | 担当課                    |
|----|-----------------------|------------------------------------------------------------------|------------------|--------------|----------------|------------------------|
| 1  | 地球温暖化と環境に<br>やさしい暮らし  | ○地球温暖化のしくみ<br>○市の地球温暖化対策<br>○日本のエネルギー事情<br>○今日からできるエコな取組         | 60分              | すべて          | 1回             | 環境生活課                  |
| 2  | 川の探検隊                 | ○水生生物調査とパックテストについて<br>○実際に川を調査してみよう<br>○川の汚れの原因は？                | 120<br>～<br>180分 | 小学4年生<br>以上  | 3回             |                        |
| 3  | 猪苗代湖の水環境講<br>座        | ○猪苗代湖の水質について<br>○猪苗代湖の不思議なメカニズム<br>○猪苗代湖を守るためにできること              | 60分              | 小学4年生<br>以上  | 2回             |                        |
| 4  | 会津若松市の身近な<br>生き物      | ○市内に生息する生き物について<br>○生き物を通して見る環境問題<br>○生き物と共生していくために私たち<br>に出来ること | 60分              | すべて          | 1回             |                        |
| 5  | 地球温暖化と環境に<br>やさしい暮らし  | ○地球温暖化が起こる仕組み<br>○市の地球温暖化対策<br>○今日からできるエコな取組                     | 60分              | 小学校<br>高学年以上 | 1回             |                        |
| 6  | 再生可能エネル<br>ギーって何？     | ○再生可能エネルギーの必要性<br>○再生可能エネルギーの種類<br>○市の再生可能エネルギーの取組               | 60分              | 小学校<br>高学年以上 | 0回             |                        |
| 7  | 地球温暖化・気候変<br>動の今とこれから | ○地球温暖化と気候変動の違い<br>○地球温暖化・気候変動の現状とこ<br>れから<br>○市の取組について           | 60分              | 小学校<br>高学年以上 | 1回             |                        |
| 8  | 会津若松市における<br>放射線の現状   | ○放射線の基礎知識<br>○放射線の健康影響<br>○市における放射線の現状                           | 60分              | 中高生<br>一般    | 0回             |                        |
| 9  | ごみ減量とリサイク<br>ル        | ○会津若松市のごみの現状<br>○私たちにできること<br>○家庭ごみの分別方法・排出方法                    | 60分              | すべて          | 6回             | 廃棄物対策課                 |
| 10 | 森林（もり）の大切<br>さ        | ○森林の役割<br>○会津若松市の林業                                              | 30分              | 小学校<br>高学年以上 | 0回             | 農林課                    |
| 11 | 環境を守る下水道              | ○下水道の役割<br>○下水処理場の仕組み<br>○顕微鏡を使った、下水処理微生物<br>の観察                 | 45<br>～<br>90分   | 小学4年生<br>以上  | 0回             | 下水道施設課<br>（下水浄化<br>工場） |
| 12 | ゲンジボタル                | ○ホタルの生態<br>○卵から成虫まで<br>○ホタルとカワニナ<br>○ホタル生息地環境保全の取組につ<br>いて       | 30分              | すべて          | 1回             | 北会津支所<br>まちづくり<br>推進課  |

**特集 「ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議」 (担当課：環境生活課)**  
**「犬ふん放置防止の周知活動」 (担当課：健康増進課)**

1 「ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議」

ポイ捨てや犬ふん放置のない、明るく住みよいまちづくりを推進するために、ポイ捨て・犬ふんマナー向上市民会議を設置し、取組を行っています。

■取組内容：ポイ捨て禁止啓発チラシの配布及び清掃活動

・新型コロナウイルス感染症の影響により鶴ヶ城ハーフマラソン大会と共に中止となりました。

2 「犬ふん放置防止の周知活動」

(1) 啓発活動

①狂犬病予防接種での啓発チラシの配布

■開催日：令和3年4月6日（火）～4月16日（金）

■場 所：宝積寺薬師堂前

一箕公民館前

松長コミュニティセンター前

外15カ所

■配布枚数：約270枚



予防接種会場での啓発活動の様子

②ペットショップ店頭啓発

・新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

(2) 啓発用看板の配布

市では、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置で困っている市民の方に、無償で看板を配布しています。

令和3年度は、29枚の啓発用看板を配布しました。

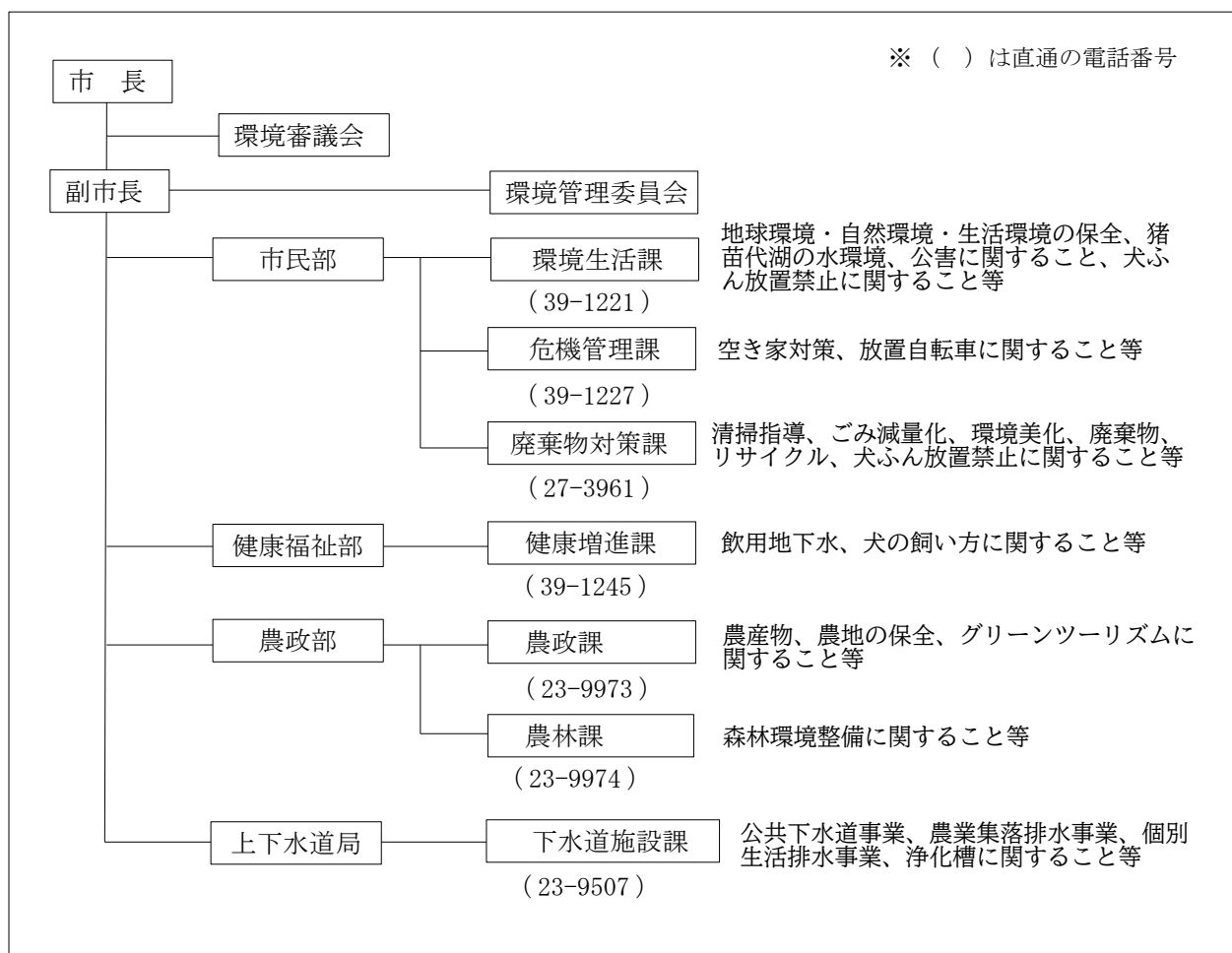


啓発用の看板

## 第4章 環境行政組織

## 1 主な環境行政組織図

(令和5年1月現在)



## 2 環境審議会

環境審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の諮問機関として環境の保全に関する基本的事項等について調査審議するため、平成8年に設置されました。

構成メンバーは、環境行政に関心を持つ市民をはじめ、各種団体の代表者や学識経験者等からなり、委員数は12名以内、委員の任期は2年となっています。

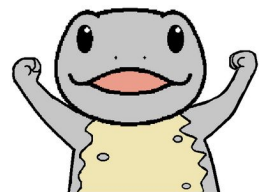
## 3 環境管理委員会

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、副市長を委員長とし、関係各部局長により構成された横断的な庁内組織とし設置されました。各部局の緊密な連携のもと、環境基本計画の策定と進行管理、庁内環境マネジメントシステムの進行管理、地球温暖化対策推進実行計画の進行管理、その他環境の保全及び推進に関する施策を実施します。

環境管理委員会の下部組織として、関係所属長で組織する「環境管理委員会幹事会」があります。

## 参 考 資 料

条例や基準などを掲載  
しているモリン。



## 参考資料 目次

### 条 例

|      |                     |    |
|------|---------------------|----|
| 資料 1 | 会津若松市環境基本条例         | 96 |
| 資料 2 | 会津若松市生活環境の保全等に関する条例 | 98 |

### 大気汚染

|      |                 |     |
|------|-----------------|-----|
| 資料 3 | 大気汚染に係る環境基準値の概要 | 103 |
|------|-----------------|-----|

### 水質汚濁

|      |                           |     |
|------|---------------------------|-----|
| 資料 4 | 人の健康の保護に関する環境基準           | 104 |
| 資料 5 | 生活環境の保全に関する環境基準（河川）       | 105 |
| 資料 6 | 生活環境の保全に関する環境基準（天然湖及び人工湖） | 105 |
| 資料 7 | 生活環境の保全に関する環境基準（窒素、リン）    | 105 |
| 資料 8 | 令和 3 年度公共用水域水質調査結果        | 106 |
| 資料 9 | 令和 3 年度猪苗代湖及び流入河川水質調査結果   | 109 |

### 騒音・振動

|       |                        |     |
|-------|------------------------|-----|
| 資料 10 | 騒音にかかる環境基準             | 110 |
| 資料 11 | 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準   | 111 |
| 資料 12 | 特定及び指定施設一覧             | 111 |
| 資料 13 | 振動規制法の規制地域及び規制基準       | 112 |
| 資料 14 | 振動規制法の特定施設             | 113 |
| 資料 15 | 法令に基づく特定・指定施設届出状況      | 113 |
| 資料 16 | 特定建設作業及び騒音指定建設作業に関する基準 | 114 |
| 資料 17 | 騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業     | 114 |
| 資料 18 | 振動特定建設作業               | 115 |
| 資料 19 | 深夜営業の規制基準              | 115 |

### 悪 臭

|       |                                  |     |
|-------|----------------------------------|-----|
| 資料 20 | 会津若松市の悪臭防止法による規制地域               | 116 |
| 資料 21 | 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準 | 116 |
| 資料 22 | 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準                | 116 |

# 条 例

## 資料1 会津若松市環境基本条例

平成9年3月28日公布  
会津若松市条例第18号

### 目 次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第6条）

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条－第9条）

#### 第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等（第10条－第14条）

#### 附則

わたしたちのまちは、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本市におけるより質の高い環境の保全及び創造とゆとりと潤いのある快適な地域づくりの実現のため、環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

#### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の健康で文化的な生活を確保するため、次章及び第3章に規定する環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障の防止に努める責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保並びに良好な景観の創造と保全及び歴史的文化遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の推進を図ること。
- (5) 地球環境保全及び環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画の策定及び公表)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する活動の支援等

(情報の収集)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に収集するものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する情報を積極的に提供するものとする。

(環境教育及び学習の促進)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興を図り、すべての者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第14条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と連携しながら、推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

## 資料2 会津若松市生活環境の保全等に関する条例

平成12年3月31日公布

会津若松市条例第16号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、会津若松市環境基本条例(平成9年会津若松市条例第18号)第3条に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)の保全及び創造を図ることをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てること又は放置することをいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収する容器で規則で定めるものをいう。
- (7) 持帰り飲食料品 屋外において容易に飲食できる飲食料品であって、これを収納する容器その他これに類する物が捨てられ、又は放置されることにより散乱の原因となるものをいう。
- (8) 公共の場所等 公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。
- (9) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (10) 自転車の放置 公共の場所等において、自転車の利用者等(利用者、所有者及び管理者をいう。以下同じ。)が自転車から離れてこれを直ちに移動することができない状態をいう。
- (11) 公共用水域 河川、湖沼その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝きょ、かんがい用水路その他公共用に供される水路(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)、会津若松市農業集落排水処理施設条例(平成10年会津若松市条例第26号)第3条第1項に規定する農業集落排水処理施設その他これらに類する施設を除く。)をいう。
- (12) 小規模焼却炉 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設である焼却施設以外の焼却施設をいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (14) 野焼き 一般廃棄物を処理することを目的として、焼却施設を用いずに一般廃棄物を焼却することをいう。
- (15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (16) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

## 第2章 市、事業者及び市民の責務

### (市の責務)

第3条 市は、公害を未然に防止する等生活環境の保全等に努め、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保しなければならない。

### (施設の整備)

第4条 市は、生活環境の保全等のため、必要な施設の整備に努めなければならない。

### (調査、監視及び公表)

第5条 市は、生活環境の保全等のため、市域の生活環境に関する必要な調査、監視及び研究に努めなければならない。

2 市は、前項の調査等を迅速かつ的確に行うために必要な測定機器、施設及び組織の効果的な整備に努めなければならない。

3 市は、第1項の調査等の結果明らかになった市域の生活環境の状況を公表しなければならない。

### (苦情の処理)

第6条 市は、公害及び生活環境の悪化に関する苦情があったときは、その実情を調査し、必要に応じ県その他の関係機関と協力し、その適切な処理に努めなければならない。

### (市民意識の啓発)

第7条 市は、生活環境の保全等のため、市民に対して生活環境の保全等に関する知識の普及及び意識の啓発に努めなければならない。

### (環境保全協定)

第8条 市は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断し、生活環境の保全等のために必要があると認めるときは、当該工場又は事業場を設置する事業者に対し、環境保全協定の締結を申し入れるものとする。

2 事業者は、前項の規定による協定締結の申入れがあったときは、これに応じなければならない。

### (事業者の責務)

第9条 事業者は、生活環境の保全等のため、事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理するとともに、公害その他市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかにその解決に努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

### (市民の責務)

第10条 市民は、生活環境の保全等のため、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、生活環境の保全等に関する取組を自ら積極的に行うよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

## 第3章 公害の防止

### (公害防止計画の提出命令)

第11条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、期限を定めて公害防止計画（以下「防止計画」という。）の提出を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により防止計画の提出を命ずるときは、当該防止計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

### (計画変更命令)

第12条 市長は、前条第1項の規定により提出された防止計画が公害を防止するために適切でないと認めるときは、当該防止計画の変更を命ずることができる。

### (実施命令)

第13条 市長は、事業者が第11条第1項の規定により提出した防止計画又は前条の規定により変更を命じられた防止計画において定めた措置を講じないときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該措置の実施を命ずることができる。

### (緊急時の協力要請等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は排水の量の減少について協力を求めることができる。

- (1) 気象状況の影響により大気の汚染が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
  - (2) 異常な濁水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康を害し、又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
  - 2 事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、速やかにばい煙又は排出水の量の減少について適切な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、当該措置の状況を市長に報告しなければならない。
- (報告)
- 第15条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。
- (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、これらの公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況
  - (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事故の状況並びに当該事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

#### 第4章 ポイ捨て等の禁止

##### (ごみ持帰りの努力義務)

第16条 何人も、屋外において自ら発生させたごみを持ち帰り、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

##### (ポイ捨ての禁止)

第17条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

##### (回収容器の設置義務等)

第18条 自動販売機による飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 持帰り飲食料品の販売者は、空き缶等のポイ捨てを防止するために必要な措置を講じなければならない。

##### (自動販売機の設置届出義務等)

第19条 自動販売機による飲食料品の販売者は、その設置する自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）ごとに、あらかじめ、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者（その地位を承継した者を含む。以下「届出者」という。）は、届出事項に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）が生じたときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 届出者は、当該自動販売機の設置を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

##### (届出済証)

第20条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、届出者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 届出者は、当該自動販売機の見やすい箇所に届出済証を貼付しておかななければならない。

3 届出者は、当該届出済証を忘失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

##### (宣伝物の散乱防止)

第21条 公共の場所等において宣伝物、印刷物その他の物（以下この条において「宣伝物」という。）を配布し、又は配布させた者は、当該配布場所及びその周辺において宣伝物が散乱したときは、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

##### (犬のふんの放置の禁止)

第22条 犬の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、その犬がふんをしたときは、これを放置してはならない。

##### (自転車の放置の禁止)

第23条 何人も、公共の場所等（駐輪場を除く。次条において同じ。）において自転車の放置をしてはならない。

##### (自転車の放置に対する措置)

第24条 市長は、公共の場所等に自転車が放置されている場合において、良好な生活環境を保持するために必要があると認めるときは、当該自転車の利用者等が自ら当該自転車を駐輪場その他の適切な場所に移動すべき旨の警告書を当該自転車に取り付けることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去し、保管することができる。

（保管した自転車の措置）

第25条 市長は、前条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による告示の日から起算して6月（次項において「保管期間」という。）を経過してもなお、利用者等が引き取らない自転車又は利用者等が不明の自転車の所有権は、市に帰属する。

3 市長は、保管期間の経過前においても、第1項の規定による告示の日から相当な期間を経過してもなお当該自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車について売却、廃棄等の処分をすることができる。

（空き地の適正管理）

第26条 空き地の所有者（所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。）は、当該空き地の雑草、枯れ草等を除去し、清潔の保持に努めることにより、近隣住民の生活環境を損なわないよう当該空き地を適正に管理しなければならない。

## 第5章 都市型及び生活型公害の防止

（公共用水域の水質汚濁の防止）

第27条 何人も、公共用水域の水質保全を図るため、洗剤等を適正に使用し、調理くず、食用油、残飯等を公共用水域に流入させないように努めなければならない。

（小規模焼却炉による自家焼却の自粛）

第28条 何人も、小規模焼却炉による一般廃棄物の自家焼却の自粛に努めなければならない。

（野焼きの禁止）

第29条 何人も、一般廃棄物の野焼きを行ってはならない。

（迷惑騒音等の発生防止）

第30条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないように努めなければならない。

## 第6章 地球環境保全のための努力義務

（地球環境保全のための努力義務）

第31条 何人も、生活環境の保全等に関する取組に当たり、地球環境保全が重要であるとの意識を持ち、節電、節水、リサイクル等を推進し、環境への負荷の少ない生活様式の確立に努めなければならない。

（自動車等の利用者等の努力義務）

第32条 自動車等の利用者等は、自動車等の必要な整備及び適正な運転に心がけるとともに、不要なアイドリングをしないこと及び公共交通機関、自転車等を利用することにより自動車等から発生する排出ガス、騒音及び振動を低減し、地球環境保全に努めなければならない。

## 第7章 補 則

（生活環境保全推進員）

第33条 市長は、第4章及び第5章に規定する事項の達成を図るため、生活環境の保全等に関する情報の収集、提供、啓発、指導その他の活動を行う生活環境保全推進員を置くものとする。

（生活環境保全重点区域の指定）

第34条 市長は、生活環境の保全等のため、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置及び自転車の放置を特に防止する必要があると認める区域を生活環境保全重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。指定した区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

（立入調査）

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、公害を発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる工場若しくは事業場、空き缶等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地、犬のふんが放置されている土地、適正な管理が行われていない空き地又は一般廃棄物の野焼きが行われている土地に立ち入り、当該施設又は設備その他の物件について必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第36条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第37条 市長は、第18条第1項、第19条第1項若しくは第2項、第21条、第26条又は第29条の規定に違反している者に対し、規則で定めるところにより、適当な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第38条 市長は、公共の場所等において第17条の規定に違反してポイ捨てをした者に対し、規則で定めるところにより、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、公共の場所等において第22条の規定に違反して犬のふんを放置した者に対し、規則で定めるところにより、ふんの回収その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

第40条 第13条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第41条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第2項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第35条第1項の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避した者

第43条 第38条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(会津若松市公害防止条例の廃止)

2 会津若松市公害防止条例（昭和48年会津若松市条例第27号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、報告その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、報告その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に自動販売機を設置し飲食料品を販売する者に対する第19条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成12年10月31日までに」とする。

## 大気汚染

### 資料3 大気汚染に係る環境基準値の概要

| 物 質            | 環境上の条件                                                                                      |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄          | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S 48.5.16 告示)                                |
| 一酸化炭素          | 1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S 48.5.8 告示)                            |
| 浮遊粒子状物質        | 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S 48.5.8 告示) |
| 二酸化窒素          | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S 53.7.11 告示)                                |
| 光化学オキシダント      | 1時間値が0.06ppm以下であること。(S 48.5.8 告示)                                                           |
| ベンゼン           | 1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H 9.2.4 告示)                                          |
| トリクロロエチレン      | 1年平均値が0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H 30.11.19 告示)                                        |
| テトラクロロエチレン     | 1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H 9.2.4 告示)                                            |
| ジクロロメタン        | 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H 13.4.20 告示)                                          |
| ダイオキシン(大気)     | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(H 11.12.27 告示)                                      |
| 微小粒子状物質(PM2.5) | 1年間の平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H 21.9.9 告示)         |

備考：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しません。

[大気汚染に係る環境基準 平成8年環境庁告示第73号(最終改正)]

[二酸化窒素に係る環境基準 平成8年環境庁告示第74号(最終改正)]

[有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準 平成30年環境省告示第100号(最終改正)]

[ダイオキシン類に係る環境基準 平成21年環境省告示第11号(最終改正)]

[微小粒子状物質に係る環境基準 平成21年環境省告示第33号]

## 水質汚濁

### 資料4 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目                 | 基 準 値            |
|---------------------|------------------|
| カドミウム               | 0.003 mg / L 以下  |
| 全シアン                | 検出されないこと         |
| 鉛                   | 0.01 mg / L 以下   |
| 六価クロム               | 0.05 mg / L 以下   |
| 砒素                  | 0.01 mg / L 以下   |
| 総水銀                 | 0.0005 mg / L 以下 |
| アルキル水銀              | 検出されないこと         |
| P C B               | 検出されないこと         |
| ジクロロメタン             | 0.02 mg / L 以下   |
| 四塩化炭素               | 0.002 mg / L 以下  |
| 1, 2 -ジクロロエタン       | 0.004 mg / L 以下  |
| 1, 1 -ジクロロエチレン      | 0.1 mg / L 以下    |
| トリス(1, 2 -ジクロロエチレン) | 0.04 mg / L 以下   |
| 1, 1, 1 -トリクロロエタン   | 1 mg / L 以下      |
| 1, 1, 2 -トリクロロエタン   | 0.006 mg / L 以下  |
| トリクロロエチレン           | 0.01 mg / L 以下   |
| テトラクロロエチレン          | 0.01 mg / L 以下   |
| 1, 3 -ジクロロプロパン      | 0.002 mg / L 以下  |
| チウラム                | 0.006 mg / L 以下  |
| シマジン                | 0.003 mg / L 以下  |
| チオベンカルブ             | 0.02 mg / L 以下   |
| ベンゼン                | 0.01 mg / L 以下   |
| セレン                 | 0.01 mg / L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素       | 10 mg / L 以下     |
| ふっ素                 | 0.8 mg / L 以下    |
| ほう素                 | 1 mg / L 以下      |
| 1, 4-ジオキサン          | 0.05 mg / L 以下   |

#### 備考

1. 基準値は年間の平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については 最高値とします。
2. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した結果、定量限界を下回ることをいいます。

[水質汚濁に係る環境基準 平成 31 年環境省告示第 46 号(最終改正)]

資料5 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 項目<br>類型 | 基 準 値            |                         |              |               |                        | 該当水域                                    |
|----------|------------------|-------------------------|--------------|---------------|------------------------|-----------------------------------------|
|          | 水素イオン濃度<br>(pH)  | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>(SS) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                  |                                         |
| A        | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 2mg/L 以下                | 25mg/L 以下    | 7.5mg/L 以上    | 1,000MPN<br>/ 100mℓ 以下 | 阿賀川(大川)<br>湯川(滝見橋<br>より上流)<br>宮川<br>日橋川 |
| B        | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 3mg/L 以下                | 25mg/L 以下    | 5mg/L 以上      | 5,000MPN<br>/ 100mℓ 以下 | 湯川(滝見橋<br>より下流)<br>旧湯川                  |

- 備考 1. 基準値は、日間平均とします（湖沼もこれに準じます）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とします（湖沼もこれに準じます）。
3. MPN は大腸菌群数の測定方法です（最確数による定量法）。
4. A A、C、D、E 類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

資料6 生活環境の保全に関する環境基準（天然湖及び貯水量 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上の人工湖）

| 項目<br>類型 | 基 準 値            |                    |              |               |                       | 該当水域                                   |
|----------|------------------|--------------------|--------------|---------------|-----------------------|----------------------------------------|
|          | 水素イオン濃度<br>(pH)  | 化学的酸素<br>要求量 (COD) | 浮遊物質<br>(SS) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数                 |                                        |
| A        | 6.5 以上<br>8.5 以下 | 3 mg/L 以下          | 5 mg/L 以下    | 7.5mg/L 以上    | 1,000MPN/<br>100ml 以下 | 猪苗代湖<br>(pH は適用<br>しない)<br>東山ダム貯<br>水池 |

- 備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しません。
2. A A、B、C 類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

資料7 生活環境の保全に関する環境基準(窒素、リン)

| 項目<br>類型 | 基 準 値        | 該 当 水 域                                     |
|----------|--------------|---------------------------------------------|
|          | 総 リ ン        |                                             |
| Ⅱ        | 0.01 mg/L 以下 | 猪苗代湖、東山ダム貯水池<br>(東山ダムは令和 2 年度までの暫定目標 0.014) |

- 備考 1. 基準値は年間平均値とします。
2. 全窒素については、本市では該当する水域がないため、基準値を記載していません。
3. I、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ類型については、本市では該当する地域がないため、基準値を記載していません。

# 資料8 令和3年度公共用水域水質調査結果

## ①湯川

### ①-1 雨降り滝上流 (環境基準類型：A)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月    | 1月 | 2月 | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----|----|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 10.4  | 14.8  | 17.9  | 19.6  | 20.3  | 18.7  | 17.3  | 8.4   | 5.9    |    |    | 2.9   | 13.6  |
| pH   |      | 8.2   | 8.0   | 7.6   | 7.3   | 7.5   | 7.5   | 7.6   | 7.4   | 6.8    |    |    | 7.3   | 7.5   |
| 透視度  | cm   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50    |    |    | >50   | >50   |
| DO   | mg/L | 11.4  | 10.0  | 9.2   | 9.2   | 9.0   | 9.4   | 9.7   | 11.7  | 12.9   |    |    | 14.2  | 10.7  |
| BOD  | mg/L | 1.0   | 1.4   | 0.7   | 1.0   | 0.6   | 1.0   | <0.5  | 0.6   | 1.0    |    |    | <0.5  | 0.9   |
| COD  | mg/L | 1.9   | 2.8   | 2.3   | 4.9   | 4.3   | 3.1   | 2.8   | 2.6   | 3.0    |    |    | 2.3   | 3.0   |
| SS   | mg/L | 1     | 5     | 1     | 7     | 4     | 1     | 2     | 2     | 1      |    |    | 1     | 3     |
| 総窒素  | mg/L | 0.23  | 0.30  | 0.31  | 0.62  | 0.44  | 0.30  | 0.22  | 0.31  | 0.44   |    |    | 0.32  | 0.35  |
| 総リン  | mg/L | 0.006 | 0.017 | 0.009 | 0.020 | 0.016 | 0.008 | 0.011 | 0.008 | 12.000 |    |    | 0.009 | 0.012 |

### ①-2 小田橋 (環境基準類型：B)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月 | 2月 | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 11.6  | 17.1  | 20.2  | 22.5  | 22.4  | 19.6  | 19.8  | 10.3  | 6.8   |    |    | 4.1   | 15.4  |
| pH   |      | 8.1   | 8.3   | 7.6   | 7.1   | 7.4   | 7.4   | 7.3   | 7.4   | 6.5   |    |    | 7.2   | 7.4   |
| 透視度  | cm   | 12    | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | 6     | >50   | >50   |    |    | >50   | 42    |
| DO   | mg/L | 11.5  | 10.9  | 9.4   | 9.3   | 10.0  | 9.4   | 8.8   | 11.6  | 12.1  |    |    | 12.8  | 10.5  |
| BOD  | mg/L | 1.4   | 1.4   | 0.7   | 0.6   | <0.5  | 0.5   | 1.7   | 0.9   | 1.1   |    |    | 0.7   | 1.0   |
| COD  | mg/L | 9.0   | 2.8   | 2.5   | 4.5   | 3.9   | 2.9   | 41.2  | 2.9   | 3.0   |    |    | 2.2   | 7.4   |
| SS   | mg/L | 100   | 2     | 2     | 7     | 3     | 2     | 320   | 2     | 2     |    |    | 2     | 44    |
| 総窒素  | mg/L | 0.83  | 0.28  | 0.30  | 0.52  | 0.40  | 0.26  | 2.30  | 0.38  | 0.52  |    |    | 0.48  | 0.60  |
| 総リン  | mg/L | 0.089 | 0.016 | 0.017 | 0.025 | 0.021 | 0.011 | 0.367 | 0.026 | 0.020 |    |    | 0.019 | 0.061 |

### ①-3 烏 橋 (環境基準類型：B)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 11.0  | 16.5  | 21.3  | 21.7  | 21.7  | 18.8  | 17.7  | 10.8  | 7.4   | 2.2   | 3.1   | 4.2   | 13.0  |
| pH   |      | 6.8   | 7.1   | 7.3   | 7.5   | 7.1   | 7.2   | 7.6   | 7.2   | 7.4   | 7.4   | 7.6   | 7.5   | 7.3   |
| 透視度  | cm   | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |
| DO   | mg/L | 11.6  | 10.9  | 9.8   | 9.6   | 8.0   | 9.2   | 9.8   | 10.8  | 11.6  | 12.8  | 14.0  | 14.0  | 11.0  |
| BOD  | mg/L | 0.9   | 2.1   | 1.3   | 1.0   | 0.9   | 0.7   | 0.8   | 1.0   | 1.4   | 1.5   | 1.0   | 0.9   | 1.1   |
| COD  | mg/L | 2.1   | 3.7   | 3.1   | 3.2   | 3.8   | 3.3   | 4.7   | 2.9   | 3.1   | 2.9   | 2.0   | 2.3   | 3.1   |
| SS   | mg/L | 8     | 4     | 4     | 2     | 2     | 3     | 3     | 3     | 3     | 8     | 2     | 1     | 4     |
| 総窒素  | mg/L | 0.20  | 0.30  | 0.20  | 0.40  | 0.30  | 0.30  | 0.20  | 0.20  | 0.30  | 0.6   | 0.4   | 0.50  | 0.30  |
| 総リン  | mg/L | 0.030 | <0.05 | <0.05 | 0.050 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | 0.130 | <0.05 | <0.05 | 0.060 |

### ①-4 鍛冶屋敷(天神橋) (環境基準類型：B)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 10.5  | 17.1  | 20.3  | 20.8  | 20.5  | 18.3  | 17.0  | 10.4  | 7.7   | 2.5   | 3.3   | 4.1   | 12.7  |
| pH   |      | 6.6   | 6.7   | 6.7   | 6.9   | 6.8   | 7.0   | 6.9   | 7.0   | 6.9   | 7.4   | 7.2   | 7.6   | 7.0   |
| 透視度  | cm   | 50    | 42    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 49    | 50    | 50    | 49    |
| DO   | mg/L | 12.2  | 9.9   | 9.5   | 9.0   | 8.3   | 9.9   | 10.2  | 10.9  | 11.8  | 13.4  | 13.7  | 13.9  | 11.1  |
| BOD  | mg/L | 1.4   | 3.1   | 1.7   | 1.3   | 1.2   | 1.2   | 0.9   | 1.5   | 1.9   | 3.9   | 2.0   | 1.2   | 1.8   |
| COD  | mg/L | 2.5   | 5.3   | 4.1   | 4.2   | 4.2   | 3.5   | 3.1   | 3.5   | 4.6   | 4.2   | 2.8   | 3.1   | 3.8   |
| SS   | mg/L | 4     | 18    | 6     | 4     | 7     | 4     | 2     | 2     | 7     | 13    | 5     | 3     | 6     |
| 総窒素  | mg/L | 0.60  | 0.80  | 0.70  | 0.90  | 1.00  | 0.80  | 0.70  | 1.00  | 0.70  | 1.5   | 1.2   | 1.00  | 0.90  |
| 総リン  | mg/L | 0.080 | 0.120 | 0.110 | 0.110 | 0.090 | 0.080 | 0.080 | 0.110 | 0.080 | 0.160 | 0.120 | 0.090 | 0.100 |

### ①-5 阿賀川合流前 (環境基準類型：B)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月 | 2月 | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 11.0  | 15.9  | 21.0  | 22.8  | 21.9  | 18.7  | 19.1  | 9.2   | 7.0   |    |    | 3.9   | 15.1  |
| pH   |      | 7.8   | 7.7   | 7.0   | 6.7   | 6.8   | 6.8   | 7.2   | 7.0   | 6.5   |    |    | 6.8   | 7.0   |
| 透視度  | cm   | >50   | 30    | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   |    |    | >50   | 48    |
| DO   | mg/L | 12.1  | 11.6  | 9.2   | 8.7   | 8.3   | 9.7   | 10.0  | 10.8  | 12.4  |    |    | 12.3  | 10.5  |
| BOD  | mg/L | 2.4   | 3.0   | 1.8   | 1.0   | 1.0   | 1.1   | 1.2   | 2.2   | 1.8   |    |    | 2.0   | 1.8   |
| COD  | mg/L | 3.3   | 5.2   | 3.9   | 4.2   | 3.6   | 3.2   | 3.5   | 4.3   | 3.2   |    |    | 3.3   | 3.8   |
| SS   | mg/L | 7     | 24    | 8     | 10    | 9     | 4     | 3     | 2     | 4     |    |    | 6     | 8     |
| 総窒素  | mg/L | 1.06  | 1.14  | 1.04  | 1.00  | 1.28  | 0.62  | 0.95  | 3.92  | 2.13  |    |    | 1.29  | 1.44  |
| 総リン  | mg/L | 0.081 | 0.185 | 0.127 | 0.116 | 0.103 | 0.051 | 0.109 | 0.266 | 0.061 |    |    | 0.116 | 0.122 |

## ②旧湯川

### ②-1 柳橋

(環境基準類型 : B)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 9.5   | 16.0  | 18.9  | 20.2  | 20.4  | 18.2  | 16.3  | 10.3  | 7.5   | 2.3   | 3.1   | 3.6   | 12.2  |
| pH   |      | 6.5   | 6.4   | 6.3   | 6.6   | 6.5   | 6.9   | 6.6   | 6.7   | 6.8   | 7.0   | 6.8   | 7.2   | 6.7   |
| 透視度  | cm   | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |
| DO   | mg/L | 12.6  | 9.5   | 9.1   | 8.7   | 8.0   | 9.4   | 9.6   | 10.3  | 10.2  | 13.1  | 13.6  | 13.1  | 10.6  |
| BOD  | mg/L | 0.8   | 1.9   | 1.2   | 1.1   | 0.7   | 0.7   | 0.8   | 1.1   | 1.5   | 1.4   | 1.1   | 0.7   | 1.1   |
| COD  | mg/L | 2.0   | 3.3   | 3.9   | 4.1   | 4.4   | 3.3   | 3.4   | 3.5   | 3.3   | 2.6   | 2.5   | 2.3   | 3.2   |
| SS   | mg/L | 4     | 12    | 14    | 8     | 8     | 5     | 8     | 4     | 4     | 6     | 3     | 2     | 7     |
| 総窒素  | mg/L | 0.30  | 0.40  | 0.40  | 0.60  | 0.50  | 0.30  | 0.50  | 0.50  | 0.30  | 0.6   | 0.4   | 0.50  | 0.50  |
| 総リン  | mg/L | 0.040 | 0.050 | 0.070 | 0.070 | <0.05 | <0.05 | 0.060 | <0.05 | <0.05 | 0.110 | 0.080 | <0.05 | 0.080 |

### ②-2 湯川橋

(環境基準類型 : B)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月 | 2月 | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 14.4  | 19.5  | 22.8  | 24.0  | 24.2  | 20.5  | 19.7  | 12.6  | 9.1   |    |    | 6.0   | 17.3  |
| pH   |      | 7.9   | 7.2   | 6.9   | 7.3   | 7.0   | 6.9   | 7.1   | 7.1   | 6.9   |    |    | 7.1   | 7.1   |
| 透視度  | cm   | >50   | 14    | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   |    |    | >50   | 46    |
| DO   | mg/L | 10.8  | 9.6   | 8.4   | 8.2   | 7.8   | 9.1   | 9.0   | 11.6  | 11.2  |    |    | 12.0  | 9.8   |
| BOD  | mg/L | 1.5   | 1.7   | 1.2   | 0.8   | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.9   |    |    | 1.2   | 1.0   |
| COD  | mg/L | 3.1   | 5.9   | 4.5   | 4.2   | 3.3   | 3.7   | 3.8   | 2.7   | 2.5   |    |    | 3.3   | 3.7   |
| SS   | mg/L | 10    | 52    | 14    | 19    | 13    | 13    | 12    | 4     | 3     |    |    | 8     | 15    |
| 総窒素  | mg/L | 0.68  | 1.34  | 0.87  | 0.85  | 0.91  | 0.62  | 0.59  | 1.39  | 0.96  |    |    | 0.87  | 0.91  |
| 総リン  | mg/L | 0.067 | 0.293 | 0.168 | 0.095 | 0.106 | 0.084 | 0.093 | 0.157 | 0.065 |    |    | 0.072 | 0.120 |

## ③古川

### ③-1 城西橋

(環境基準類型 : なし)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 13.0  | 17.4  | 22.3  | 22.0  | 21.4  | 19.5  | 19.1  | 11.3  | 8.7   | 2.4   | 4.1   | 5.3   | 13.9  |
| pH   |      | 6.9   | 7.1   | 7.1   | 7.8   | 7.3   | 8.1   | 7.8   | 7.2   | 7.2   | 7.3   | 7.4   | 7.4   | 7.4   |
| 透視度  | cm   | 50    | 23    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 28    | 5     | 50    | 42    |
| DO   | mg/L | 11.5  | 10.8  | 9.5   | 10.3  | 9.4   | 11.6  | 11.8  | 11.2  | 11.5  | 11.9  | 12.0  | 13.1  | 11.2  |
| BOD  | mg/L | 4.6   | 5.3   | 3.2   | 2.9   | 2.0   | 2.1   | 2.1   | 2.5   | 2.5   | 4.2   | 4.3   | 2.5   | 3.2   |
| COD  | mg/L | 5.3   | 6.3   | 5.5   | 6.1   | 5.6   | 4.5   | 5.1   | 5.1   | 5.9   | 6.0   | 5.9   | 5.0   | 5.5   |
| SS   | mg/L | 8     | 28    | 6     | 5     | 11    | 4     | 2     | 5     | 7     | 17    | 12    | 2     | 9     |
| 総窒素  | mg/L | 2.10  | 1.00  | 1.20  | 1.80  | 1.30  | 1.50  | 1.60  | 1.80  | 1.60  | 2.5   | 2.4   | 2.00  | 1.70  |
| 総リン  | mg/L | 0.270 | 0.190 | 0.220 | 0.240 | 0.150 | 0.200 | 0.230 | 0.210 | 0.160 | 0.350 | 0.260 | 0.160 | 0.220 |

## ④湯川流入河川

### ④-1 黒川排水路

(環境基準類型 : なし)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 10.1  | 17.4  | 20.6  | 21.4  | 21.6  | 18.8  | 18.0  | 10.5  | 7.9   | 3.9   | 7.5   | 8.7   | 13.9  |
| pH   |      | 6.7   | 6.9   | 6.9   | 7.7   | 7.0   | 7.1   | 8.0   | 7.3   | 7.1   | 7.4   | 7.3   | 8.7   | 7.3   |
| 透視度  | cm   | 50    | 29    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 35    | 50    | 50    | 47    |
| DO   | mg/L | 12.0  | 9.0   | 8.1   | 9.4   | 8.6   | 9.5   | 13.5  | 11.6  | 11.3  | 10.7  | 11.7  | 15.0  | 10.9  |
| BOD  | mg/L | 4.5   | 6.5   | 5.1   | 3.2   | 2.7   | 1.6   | 3.0   | 3.3   | 4.0   | 7.1   | 3.0   | 3.8   | 4.0   |
| COD  | mg/L | 4.7   | 5.9   | 4.9   | 5.4   | 5.1   | 3.1   | 9.4   | 8.0   | 8.8   | 6.3   | 2.9   | 5.0   | 5.8   |
| SS   | mg/L | 6     | 21    | 3     | 2     | 6     | 3     | 2     | <1.0  | 1     | 29    | 3     | 2     | 6     |
| 総窒素  | mg/L | 2.20  | 1.70  | 2.20  | 1.30  | 1.60  | 1.10  | 5.20  | 5.40  | 4.50  | 3.3   | 2.3   | 2.90  | 2.80  |
| 総リン  | mg/L | 0.320 | 0.240 | 0.330 | 0.210 | 0.220 | 0.140 | 2.520 | 1.400 | 1.310 | 0.320 | 0.210 | 0.320 | 0.630 |

## ⑤不動川

### ⑤-1 不動川橋

(環境基準類型 : なし)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月 | 2月 | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 10.7  | 14.0  | 21.5  | 23.2  | 24.2  | 20.3  | 19.7  | 10.1  | 7.3   |    |    | 3.7   | 15.5  |
| pH   |      | 8.1   | 8.0   | 7.3   | 7.4   | 7.5   | 7.4   | 7.5   | 7.3   | 6.8   |    |    | 7.2   | 7.4   |
| 透視度  | cm   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   |    |    | >50   | >50   |
| DO   | mg/L | 11.5  | 10.5  | 9.2   | 8.8   | 8.6   | 9.5   | 9.4   | 11.5  | 12.4  |    |    | 13.4  | 10.5  |
| BOD  | mg/L | 1.3   | 1.2   | 1.0   | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.7   | 0.9   | 1.2   |    |    | 1.2   | 0.9   |
| COD  | mg/L | 2.3   | 2.3   | 2.4   | 3.3   | 2.4   | 2.3   | 2.3   | 2.2   | 2.4   |    |    | 2.6   | 2.5   |
| SS   | mg/L | 3     | 5     | 4     | 9     | 3     | 5     | 3     | 1     | 2     |    |    | 3     | 4     |
| 総窒素  | mg/L | 0.79  | 0.58  | 0.47  | 0.64  | 0.48  | 0.37  | 0.35  | 0.47  | 0.95  |    |    | 0.89  | 0.60  |
| 総リン  | mg/L | 0.046 | 0.051 | 0.044 | 0.049 | 0.041 | 0.029 | 0.036 | 0.047 | 0.038 |    |    | 0.042 | 0.042 |

## ⑥金山川

### ⑥-1 倉橋

(環境基準類型：なし)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月 | 2月 | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 15.3  | 19.7  | 23.1  | 26.5  | 28.8  | 22.6  | 22.1  | 10.8  | 7.6   |    |    | 3.4   | 18.0  |
| pH   |      | 8.1   | 7.5   | 7.2   | 7.5   | 7.4   | 7.4   | 7.5   | 7.3   | 7.0   |    |    | 7.4   | 7.4   |
| 透視度  | cm   | >50   | 6     | >50   | 41    | >50   | >50   | >50   | >50   | 15    |    |    | 40    | 41    |
| DO   | mg/L | 10.4  | 9.4   | 8.7   | 8.0   | 8.1   | 8.8   | 8.8   | 11.1  | 11.6  |    |    | 13.4  | 9.8   |
| BOD  | mg/L | 1.0   | 1.6   | 1.2   | 0.7   | <0.5  | <0.5  | <0.5  | 0.6   | 0.8   |    |    | 1.4   | 1.0   |
| COD  | mg/L | 2.8   | 7.1   | 4.8   | 3.8   | 3.2   | 2.5   | 2.2   | 2.6   | 11.3  |    |    | 4.6   | 4.5   |
| SS   | mg/L | 5     | 95    | 15    | 19    | 12    | 7     | 6     | 12    | 122   |    |    | 13    | 31    |
| 総窒素  | mg/L | 0.63  | 1.01  | 0.49  | 0.62  | 0.38  | 0.34  | 0.24  | 0.38  | 1.20  |    |    | 0.99  | 0.63  |
| 総リン  | mg/L | 0.047 | 0.278 | 0.056 | 0.057 | 0.053 | 0.020 | 0.030 | 0.046 | 0.242 |    |    | 0.096 | 0.093 |

## ⑦日橋堰

### ⑦-1 河東町水路

(環境基準類型：なし)

| 測定項目 | 単位   | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 平均    |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水温   | ℃    | 11.0  | 17.4  | 23.3  | 22.7  | 23.2  | 20.7  | 18.3  | 12    | 9.0   | 2.2   | 3.5   | 6.3   | 14.1  |
| pH   |      | 6.8   | 7.2   | 7.5   | 7.5   | 7.3   | 7.4   | 7.5   | 7.2   | 7.4   | 7.4   | 7.4   | 7.7   | 7.4   |
| 透視度  | cm   | 50    | 47    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 38    | 50    | 50    | 48    |
| DO   | mg/L | 11.3  | 9.9   | 9.3   | 8.1   | 8.0   | 9.1   | 9.5   | 10.6  | 11.9  | 13.1  | 12.7  | 13.5  | 10.6  |
| BOD  | mg/L | 3.6   | 2.0   | 1.8   | 1.9   | 1.1   | 0.8   | 1.4   | 1.4   | 2.3   | 1.8   | 2.0   | 1.9   | 1.8   |
| COD  | mg/L | 3.2   | 6.0   | 5.3   | 4.6   | 4.1   | 3.3   | 3.2   | 3.3   | 3.8   | 3.7   | 4.3   | 3.9   | 4.1   |
| SS   | mg/L | 5     | 19    | 20    | 8     | 17    | 14    | 6     | 3     | 2     | 12    | 6     | 4     | 10    |
| 総窒素  | mg/L | 0.50  | 0.60  | 0.70  | 1.30  | 0.60  | 0.50  | 0.60  | 0.50  | 0.60  | 0.8   | 1.2   | 1.40  | 0.80  |
| 総リン  | mg/L | 0.060 | 0.050 | 0.120 | 0.110 | <0.05 | 0.070 | 0.060 | <0.05 | 0.070 | 0.100 | 0.100 | 0.090 | 0.800 |

備考

1. 環境基準類型については、105ページ 資料5を参照。
2. 定量限界値以下の場合は、定量限界値を用いて平均値を出しています。
3. 環境基準値は主要河川にのみ定められ、市内では、湯川と旧湯川が対象です。

資料9 令和3年度 猪苗代湖及び流入河川水質調査結果

猪苗代湖(中田浜)

| 測定項目  | 単位        | 4月     | 5月    | 6月     | 7月    | 8月    | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 3月     | 平均    |
|-------|-----------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 水温    | ℃         | 7.8    | 10.9  | 20.5   | 24.9  | 26.8  | 20.9   | 21.4   | 12.5   | 8.0    | 1.9    | 15.6  |
| pH    |           | 8.1    | 7.7   | 8.4    | 8.8   | 8.3   | 8.1    | 7.5    | 7.1    | 6.9    | 7.2    | 7.8   |
| 透視度   | (cm)      | >50    | >50   | >50    | >50   | >50   | >50    | >50    | >50    | >50    | >50    | >50   |
| DO    | mg/L      | 11.9   | 10.2  | 9.7    | 10.0  | 8.2   | 9.2    | 9.3    | 10.3   | 11.6   | 12.7   | 10.3  |
| BOD   | mg/L      | <0.5   | <0.5  | <0.5   | 0.5   | <0.5  | <0.5   | 0.5    | <0.5   | <0.5   | <0.5   | 0.5   |
| COD   | mg/L      | 1.0    | 1.1   | 1.1    | 1.6   | 1.3   | 1.6    | 1.6    | 1.1    | 0.9    | 0.9    | 1.2   |
| SS    | mg/L      | 4      | 2     | 3      | 10    | 1     | <1     | 1      | <1     | <1     | <1     | 4     |
| 総窒素   | mg/L      | 0.24   | 0.23  | 0.24   | 0.26  | 0.24  | 0.23   | 0.22   | 0.13   | 0.26   | 0.24   | 0.23  |
| 総リン   | mg/L      | <0.003 | 0.003 | <0.003 | 0.012 | 0.007 | <0.003 | <0.003 | <0.003 | <0.003 | <0.003 | 0.007 |
| 大腸菌群数 | MPN/100mL | 2      | 34    | 79     | 490   | 790   | 490    | 490    | 46     | 23     | 5      | 250   |

赤井川(戸ノ口橋)

| 測定項目  | 単位        | 4月    | 5月    | 6月    | 7月     | 8月     | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 3月    | 平均    |
|-------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水温    | ℃         | 11.9  | 18.0  | 20.2  | 23.4   | 23.7   | 18.1  | 17.3  | 7.6   | 6.3   | 1.7   | 14.8  |
| pH    |           | 8.2   | 7.7   | 7.3   | 7.5    | 7.3    | 7.5   | 7.5   | 7.3   | 7.0   | 7.1   | 7.4   |
| 透視度   | (cm)      | >50   | >50   | >50   | 43     | >50    | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   |
| DO    | mg/L      | 12.3  | 11.4  | 8.2   | 7.7    | 7.9    | 9.3   | 8.5   | 11.6  | 11.9  | 12.1  | 10.1  |
| BOD   | mg/L      | 1.2   | 1.2   | 2.4   | 1.3    | 0.7    | 0.8   | 0.8   | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 1.0   |
| COD   | mg/L      | 6.6   | 5.4   | 9.9   | 13.9   | 8.6    | 8.4   | 7.3   | 6.2   | 5.6   | 5.2   | 7.7   |
| SS    | mg/L      | 2     | 3     | 15    | 20     | 12     | 3.0   | 5     | 1.0   | 1.0   | <1    | 7     |
| 総窒素   | mg/L      | 0.54  | 0.37  | 0.81  | 1.06   | 0.95   | 0.85  | 0.77  | 0.72  | 1.23  | 1.54  | 0.88  |
| 総リン   | mg/L      | 0.020 | 0.028 | 0.078 | 0.119  | 0.076  | 0.006 | 0.054 | 0.019 | 0.020 | 0.031 | 0.045 |
| 大腸菌群数 | MPN/100mL | 1,100 | 260   | 2,200 | 33,000 | 33,000 | 2,300 | 3,300 | 1,100 | 490   | 79    | 7,700 |

原川(崎川橋)

| 測定項目  | 単位        | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月     | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 3月    | 平均    |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水温    | ℃         | 11.3  | 14.7  | 18.2  | 19.0  | 18.3   | 15.5  | 16.4  | 8.1   | 7.1   | 3.4   | 13.2  |
| pH    |           | 8.0   | 7.7   | 6.9   | 7.2   | 7.2    | 7.2   | 7.2   | 7.2   | 6.9   | 7.4   | 7.3   |
| 透視度   | (cm)      | >50   | >50   | >50   | >50   | >50    | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   | >50   |
| DO    | mg/L      | 11.1  | 10.2  | 9.1   | 8.9   | 8.7    | 9.3   | 7.1   | 11.7  | 11.6  | 13.0  | 10.1  |
| BOD   | mg/L      | 0.6   | 0.9   | 0.8   | <0.5  | <0.5   | 0.6   | <0.5  | <0.5  | <0.5  | <0.5  | 0.7   |
| COD   | mg/L      | 1.5   | 2.9   | 2.7   | 2.3   | 2.4    | 2.2   | 1.7   | 1.5   | 1.3   | 1.4   | 2.0   |
| SS    | mg/L      | 1     | 4     | 4     | 5     | 5      | 3.0   | 3     | 1.0   | 1.0   | 3     | 3     |
| 総窒素   | mg/L      | 0.69  | 0.78  | 0.45  | 0.49  | 0.55   | 0.39  | 0.25  | 0.38  | 0.55  | 0.50  | 0.50  |
| 総リン   | mg/L      | 0.008 | 0.044 | 0.029 | 0.033 | 0.028  | 0.013 | 0.016 | 0.011 | 0.008 | 0.010 | 0.020 |
| 大腸菌群数 | MPN/100mL | 330   | 2,700 | 700   | 7,000 | 24,000 | 7,900 | 4,600 | 330   | 330   | 330   | 4,800 |

備考 1. 定量限界値以下の場合は、定量限界値を用いて平均値を出しています。

## 騒音・振動

### 資料 10 騒音にかかる環境基準

#### ■一般地域（道路に面しない地域）

| 地域の類型 |                           | 基準値 (dB)       |                | 本市における該当地域                      |
|-------|---------------------------|----------------|----------------|---------------------------------|
|       |                           | 昼間<br>(6時～22時) | 夜間<br>(22時～6時) |                                 |
| A A   | 特に静穏を要する地域                | 50 以下          | 40 以下          | —                               |
| A     | 専ら住居の用に供される地域             | 55 以下          | 45 以下          | 第1種低層住居専用地域<br>第1種・第2種中高層住居専用地域 |
| B     | 主として住居の用に供される地域           | 55 以下          | 45 以下          | 第1種・第2種住居地域<br>準住居地域            |
| C     | 相当数の住居と併せて、商業、工業の用に供される地域 | 60 以下          | 50 以下          | 近隣商業地域、商業地域<br>準工業地域、工業地域       |

注 特に静穏を要する地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域などです。

#### ■道路に面する地域

| 地域の区分                                                | 基準値 (dB)       |                |
|------------------------------------------------------|----------------|----------------|
|                                                      | 昼間<br>(6時～22時) | 夜間<br>(22時～6時) |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                           | 60 以下          | 55 以下          |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域<br>及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 以下          | 60 以下          |
| 幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）                                 | 70 以下          | 65 以下          |

（注1）幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表します。

（注2）幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定されます。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路…15メートルまでの範囲
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路…20メートルまでの範囲

（注3）幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

〔騒音に係る環境基準 平成24年環境省告示第54号  
(最終改正)〕

資料 11 騒音規制法・県条例の規制地域及び規制基準

| 地域区分  | 基準値 (dB)・時間の区分  |                                |                | 該当地域<br>(都市計画法に定める用途地域)            |
|-------|-----------------|--------------------------------|----------------|------------------------------------|
|       | 昼 間<br>(7時～19時) | 朝<br>(6時～7時)<br>夕<br>(19時～22時) | 夜間<br>(22時～6時) |                                    |
| 第1種区域 | 50              | 45                             | 40             | 第1種低層住居専用地域                        |
| 第2種区域 | 55              | 50                             | 45             | 第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域 |
| 第3種区域 | 60              | 55                             | 50             | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域       |
| 第4種区域 | 65              | 60                             | 55             | 工業地域                               |
| 第5種区域 | 75              | 70                             | 65             | 工業専用地域                             |

(注1) 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館並びに特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m区域では上表に掲げる数値からそれぞれ5dBを減じた値となります(ただし、第1種区域を除く。)

(注2) 工場等の敷地が区域の区分を異にする隣地と直接接する場合における規制基準は、当該工場等の敷地に係る区域の区分に応じた値と当該隣地に係る区域の区分に応じた値との和の2分の1に相当する値です。

(注3) 該当地域のうち下線を付した地域は、県条例の規制地域です。

資料 12 特定及び指定施設一覧 ・ ・ ・ 【※設置30日前までに市に届出が必要です。】

|   |                                                                |
|---|----------------------------------------------------------------|
| 1 | 金属加工機械                                                         |
|   | イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)                            |
|   | ロ 製管機械                                                         |
|   | ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)              |
|   | ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)                                             |
|   | ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)                                 |
|   | ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)                               |
|   | ト 鍛造機                                                          |
|   | チ ワイヤフォーミングマシン                                                 |
|   | リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)                             |
|   | ヌ タンブラー                                                        |
|   | ル 切断機(といしを用いるものに限る。)                                           |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)                            |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)             |
| 県 | 土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)                     |
| 県 | 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) |

|    |                                                                           |
|----|---------------------------------------------------------------------------|
| 4  | 織機（原動機を用いるものに限る。）                                                         |
| 5  | 建設用資材製造機械                                                                 |
|    | イ コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）       |
|    | ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）                                     |
| 6  | 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）                               |
| 7  | 木材加工機械                                                                    |
|    | イ ドラムバーカー                                                                 |
|    | ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）                                          |
|    | ハ 碎木機                                                                     |
|    | ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） |
|    | ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） |
|    | ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）                                           |
| 8  | 抄紙機                                                                       |
| 9  | 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）                                                       |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機                                                                |
| 11 | 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）                                                        |
| 県  | ガソリンエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）                                             |
| 県  | ディーゼルエンジン（定格出力が7.5kW以上のものに限る。）                                            |
| 県  | 冷凍機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）                                              |

（注1） 県条例の騒音指定施設は、騒音規制法に規定する指定地域内にある特定工場等に設置する騒音発生施設には適用されません。

（注2） 特定及び指定施設のうち「県」と明記されている施設は、県条例のみの指定施設です。

### 資料13 振動規制法の規制地域及び規制基準

| 地域区分  | 基準値（dB）・時間の区分  |                | 該当地域<br>（都市計画法に定める用途地域）                        |
|-------|----------------|----------------|------------------------------------------------|
|       | 昼間<br>（7時～19時） | 夜間<br>（19時～7時） |                                                |
| 第1種区域 | 60             | 55             | 第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域 |
| 第2種区域 | 65             | 60             | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域                         |

（注）ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dB減じた値とします。

資料 14 振動規制法の特設施設・・・【※設置 30 日前までに市に届出が必要です。】

|    |                                                                                                                           |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 金属加工機械                                                                                                                    |
|    | イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）<br>ロ 機械プレス<br>ハ せん断機（原動機の定格出力が 1 kW 以上のものに限る。）<br>ニ 鍛造機<br>ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。） |
| 2  | 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）                                                                                            |
| 3  | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）                                                                      |
| 4  | 織機（原動機を用いるものに限る。）                                                                                                         |
| 5  | コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）                      |
| 6  | 木材加工機械                                                                                                                    |
|    | イ ドラムバーカー<br>ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）                                                                           |
| 7  | 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）                                                                                           |
| 8  | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）                                                                |
| 9  | 合成樹脂用射出成形機                                                                                                                |
| 10 | 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）                                                                                                       |

資料 15 法令に基づく特定・指定施設届出状況

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

| 関係法令<br>施設の種類の                        | 騒音規制法   | 振動規制法   | 県条例<br>(騒音) |
|---------------------------------------|---------|---------|-------------|
| 金属加工機械                                | 62 (1)  | 84 (1)  | 12 (0)      |
| 空気圧縮機及び送風機                            | 757 (2) | —       | 836 (0)     |
| 圧縮機                                   | —       | 162 (2) | —           |
| 土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機、ふるい及び分級機            | 20 (0)  | 13 (0)  | —           |
| 土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機                     | —       | —       | 6 (0)       |
| 土石用、鉱物用、飼料、有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機 | —       | —       | 5 (0)       |
| 織機                                    | 51 (0)  | 19 (0)  | 0 (0)       |
| 建築用資材製造機械                             | 4 (0)   | —       | 5 (0)       |
| コンクリートブロックマシン                         | —       | 0 (0)   | —           |
| 穀物用製粉機                                | 0 (0)   | —       | 0 (0)       |
| 木材加工機械                                | 122 (0) | 12 (0)  | 24 (1)      |
| 抄紙機                                   | 0 (0)   | —       | 0 (0)       |
| 印刷機械                                  | 41 (0)  | 6 (0)   | 0 (0)       |
| ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機                     | —       | 0 (0)   | —           |
| 合成樹脂用射出成形機                            | 112 (0) | 65 (0)  | 8 (0)       |
| 鋳型造型機                                 | 0 (0)   | 0 (0)   | 0 (0)       |
| ガソリンエンジン                              | —       | —       | 0 (0)       |
| ディーゼルエンジン                             | —       | —       | 73 (3)      |
| 冷凍機                                   | —       | —       | 283 (6)     |
| 合 計                                   | 1,169   | 361     | 1252        |
| 上記施設に係る届出工場・事業場数                      | 156     | 85      | 163         |

※（ ）内の数値は、令和 3 年度の届出施設数

資料 16 特定建設作業及び騒音指定建設作業に関する基準

| 基準種別<br>区域区分 |       | 騒音の規制基準 | 振動の規制基準 | 作業時間に関する基準      | 1日あたりの作業時間    | 作業期間に関する基準     | 作業日に関する基準  |
|--------------|-------|---------|---------|-----------------|---------------|----------------|------------|
| 法            | 第1号区域 | 85dB    | 75dB    | 7時～19時の時間内であること | 一日10時間を超えないこと | 連続して6日間を超えないこと | 日曜・休日でないこと |
|              | 第2号区域 |         |         | 6時～22時の時間内であること | 一日14時間を超えないこと |                |            |
| 県条例（騒音のみ）    |       |         | —       | 7時～19時の時間内であること | 一日10時間を超えないこと |                |            |

- (注1) ■第1号区域 : 第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80mの地域
- 第2号区域 : 工業地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域
- 県条例(騒音) : 工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域(市内において騒音規制法で規制されていない地域全て)のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲80m以内の地域
- (注2) 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を4時間までの範囲で短縮することができます。
- (注3) この基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

資料 17 騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業【※作業7日前までに市に届出が必要です。】

|   |                                                                                                                                   |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)                                                      |
| 2 | びよう打機を使用する作業                                                                                                                      |
| 3 | さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)                                                            |
| 4 | 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)                                                  |
| 5 | コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.5m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) |
| 6 | バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業                                                     |
| 7 | トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業                                                 |
| 8 | ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業                                                    |

資料 18 振動特定建設作業・・・【※作業 7 日前までに市に届出が必要です。】

|   |                                                                                           |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業                 |
| ② | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業                                                                  |
| ③ | 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）            |
| ④ | ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。） |

資料 19 深夜営業の規制基準

| 区域の区分 |                                                          | 規制内容                | 音響機器の使用禁止の時間帯      | 音量規制 |        |
|-------|----------------------------------------------------------|---------------------|--------------------|------|--------|
|       |                                                          |                     |                    | 時間帯  | 基準値    |
| A 区域  | 第 1 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域 | 午後 11 時～翌日の午前 6 時まで | 午後 10 時～翌日午前 6 時まで |      | 45 d B |
| B 区域  | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域                                   |                     |                    |      | 55 d B |

（注 1）音響機器とは、音響再生装置、楽器、有線放送装置及び拡声装置を指します。

（注 2）音響機器の使用の制限については、音が外部に漏れない場合は適用しません。

## 悪 臭

資料 20 会津若松市の悪臭防止法による規制地域

| 地域区分 | 規制地域（都市計画法に定める用途区域区分など）                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 区域 | 1 第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域<br>2 神指町大字南四合のうち、字深川東、字深川西、字深川、字幕内北、字幕内西、字オノ神（227 番から 505 番までに限る）、字柳原（591 番から 688 番までに限る）及び字幕内の区域<br>3 柳原町四丁目の区域のうち、584 番から 699 番までの区域<br>4 幕内南町の区域のうち、10 番並びに 11 番 14 号及び 15 号の区域 |
| B 区域 | 商業地域及び準工業地域                                                                                                                                                                                                                                                        |
| C 区域 | 工業地域（A 区域の 2 及び 4 に揚げる区域を除く。）及び工業専用地域                                                                                                                                                                                                                              |

〔平成 28 年 11 月会津若松市告示第 105 号（最終改正）〕

資料 21 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地境界線の地表における規制基準（単位 ppm）

| 特定悪臭物質の種類     | A 区域   | B 区域  | C 区域  | に お い             |
|---------------|--------|-------|-------|-------------------|
| アンモニア         | 1      | 2     | 5     | し尿のようなにおい         |
| メチルメルカプタン     | 0.002  | 0.004 | 0.01  | 腐った玉ねぎのようなにおい     |
| 硫化水素          | 0.02   | 0.06  | 0.2   | 腐った卵のようなにおい       |
| 硫化メチル         | 0.01   | 0.05  | 0.2   | 腐ったキャベツのようなにおい    |
| 二硫化メチル        | 0.009  | 0.03  | 0.1   | 腐ったキャベツのようなにおい    |
| トリメチルアミン      | 0.005  | 0.02  | 0.07  | 腐った魚のようなにおい       |
| アセトアルデヒド      | 0.05   | 0.1   | 0.5   | 刺激的な青臭いにおい        |
| プロピオンアルデヒド    | 0.05   | 0.1   | 0.5   | 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい   |
| ノルマルブチルアルデヒド  | 0.009  | 0.03  | 0.08  | 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい   |
| イソブチルアルデヒド    | 0.02   | 0.07  | 0.2   | 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい   |
| ノルマルバレールアルデヒド | 0.009  | 0.02  | 0.05  | むせるような甘酸っぱい焦げたにおい |
| イソバレールアルデヒド   | 0.003  | 0.006 | 0.01  | むせるような甘酸っぱい焦げたにおい |
| イソブタノール       | 0.9    | 4     | 20    | 刺激的な発酵したにおい       |
| 酢酸エチル         | 3      | 7     | 20    | 刺激的なシンナーのようなにおい   |
| メチルイソブチルケトン   | 1      | 3     | 6     | 刺激的なシンナーのようなにおい   |
| トルエン          | 10     | 30    | 60    | ガソリンのようなにおい       |
| スチレン          | 0.4    | 0.8   | 2     | 都市ガスのようなにおい       |
| キシレン          | 1      | 2     | 5     | ガソリンのようなにおい       |
| プロピオン酸        | 0.03   | 0.07  | 0.2   | 刺激的な酸っぱいにおい       |
| ノルマル酪酸        | 0.001  | 0.002 | 0.006 | 汗臭いにおい            |
| ノルマル吉草酸       | 0.0009 | 0.002 | 0.004 | 蒸れた靴下のようなにおい      |
| イソ吉草酸         | 0.001  | 0.004 | 0.01  | 蒸れた靴下のようなにおい      |

〔平成 24 年 4 月会津若松市告示第 119 号（最終改正）〕

資料 22 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準（臭気指数）

| 区域の区分   | 対象地域                                | 工場等の敷地境界の地表における基準 | 工場等の煙突その他の気体排出口における基準 |         |      |
|---------|-------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------|------|
|         |                                     |                   | 5 m～30m               | 30m～50m | 50m～ |
| 第 1 種区域 | 悪臭防止法に基づく A 区域                      | 10                | 28                    | 30      | 33   |
| 第 2 種区域 | 悪臭防止法に基づく B 区域並びに都市計画法に基づく用途区域以外の区域 | 15                | 33                    | 35      | 38   |
| 第 3 種区域 | 悪臭防止法に基づく C 区域                      | 18                | 36                    | 38      | 41   |

〔平成 19 年 1 月福島県告示第 5 号（最終改正）〕



Think globally, Act locally  
地球規模で考え、足元から行動を！

## 令和4年度版『会津若松市の環境』

令和5年3月

発行 会津若松市

編集 会津若松市 市民部 環境生活課(追手町第二庁舎内)

〒965-8601 会津若松市東栄町3-46

電話 0242(39)1111(代表)

0242(39)1221(直通)

会津若松市ホームページアドレス <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

会津若松市環境生活課メールアドレス [kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)